

令和4年度の業務実績に関する自己評価書

令和5年6月

独立行政法人国立印刷局

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立印刷局	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施に関する事項
<p>(担当部局からのヒアリング、実地調査、理事会への付議など、評価のために実施した手続等を記載)</p> <p>業務実績に関する評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「指針」という。)並びに「国立印刷局事業計画の策定及び評価に関する規則」第8条及び第9条の規定に基づき、業務実績の取りまとめ及び自己評価を実施した。</p> <p>具体的な手続としては、指針等に基づき、役員主導の下、各部門において自部門の業務実績を取りまとめ、業務実績に関する自己評価を行った。</p> <p>それらの結果について、評価担当部門が各部門へのヒアリングを実施し必要な修正を行った後、理事長を委員長とする内部統制推進委員会における審議を経て、「令和4年度の業務実績に関する自己評価書」を作成した。</p>

3. その他評価に関する重要事項
<p>(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価期間における特記事項などを記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 自己評価総合評定

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成している。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況		
		令和2年度	3年度	4年度
		B	B	B
評定に至った理由	(項目別評定の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評定に至った理由を記載) 項目別評定は、困難度が高い4項目を含め7項目がA評定、17項目がB評定であり、全体として事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、Bと評価する。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>(項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行券については、通貨当局と密接な連携を図りつつ、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進し、設備投資及び保守点検の的確な実施並びに品質管理及び製造工程管理の徹底を図ることにより、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完遂した。 旅券については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図ることにより、規格内製品を確実に製造・納入した。 官報については、柔軟な体制の維持に取り組むことにより、迅速かつ確実な掲示を実施するとともに、電子官報の実現に向けて政府の電子化施策を踏まえた取組を実施した。 設備投資については、事業継続性の確保を目的とした中期設備投資計画に基づき設備投資計画を策定し、進捗管理を行いつつ、着実に実施した。 研究開発については、偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発計画を策定し、着実に実施した。 労働安全の保持については、労働災害の発生状況を踏まえ、特別安全点検による危険有害要因の洗い出し及び対策措置の実施や、労働災害防止に向けたメッセージの発信など再発防止の徹底に取り組んだ。 環境保全については、計画的な設備投資の実施等により温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、排水処理設備の更新及び運用改善による製紙汚泥の削減など廃棄物排出量の抑制に取り組んだ。 <p>これらの取組を総合的に勘案すると、法人全体として事業計画における所期の目標を達成し、正確かつ確実な業務の執行が行われていると評価する。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載) 特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。現時点の事業計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載) 特になし。
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載) 特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	印刷局の業務は、法令等遵守の下、年度目標の着実な達成に向けて、効果的かつ効率的に実施されている。特に令和4年度は、改刷という重要業務において、全局を挙げて着実に実行した。また、将来に向けての新たな取組についても、更に色々な分野で具体化しつつある。
その他特記事項	特になし。

様式 3-1-3 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度				2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								III. 財務内容の改善に関する事項							
銀行券等事業	A	A	A					1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B	B			III-1	
1. 銀行券等事業								2. 短期借入金の限度額	—	—	—			IV	
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>			I-1-(1)		3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	—	—			V	
(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等	A	A	A			I-1-(2)		4. 上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	B	—	—			VI	
(3) 国民に対する情報発信	A	A	A			I-1-(3)									
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>			I-1-(4)									
2. 銀行券等事業（銀行券以外）															
(1) 旅券の製造	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>			I-2-(1)									
(2) その他の製品	B	B	B			I-2-(2)									
官報等事業	A	A	A												
3. 官報等事業															
(1) 官報の編集・印刷	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>			I-3-(1)									
(2) その他の製品	B	B	B			I-3-(2)									
II. 業務運営の効率化に関する事項								IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 組織体制、業務等の見直し								1. ガバナンス強化に向けた取組							
(1) 組織の見直し	B	B	B			II-1-(1)		(1) 内部統制に係る取組	B	B	B			VII-1-(1)	
(2) 業務の効率化	B	B	B			II-1-(2)		(2) コンプライアンスの確保	C	B	B			VII-1-(2)	
								(3) リスクマネジメントの強化	B	B	B			VII-1-(3)	
								(4) 個人情報の確実な保護等への取組	B	B	B			VII-1-(4)	
								(5) 情報セキュリティの確保	B	B	B			VII-1-(5)	
								(6) 警備体制の維持・強化	B	B	B			VII-1-(6)	
								2. 人事管理	B	B	B			VII-2	
								3. 施設及び設備に関する計画	B	B	B			VII-3	
								4. 保有資産の見直し	B	B	B			VII-4	
								5. 職場環境の整備							
								(1) 労働安全の保持	C○	C○	B○			VII-5-(1)	
								(2) 健康管理の充実	B	B	B			VII-5-(2)	
								(3) 職務意識の向上・組織の活性化	B	B	B			VII-5-(3)	
								6. 環境保全	B	B	A			VII-6	
								7. 積立金の使途	—	—	—			VII-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

※3 主務省令期間で経年表示する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1、I-2	銀行券等事業		
業務に関連する政策・施策	<p>（財務省） 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-1 通貨の円滑な供給 施策4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動</p> <p>（外務省） 基本目標IV 領事政策 施策IV-1 領事業務の充実 施策IV-1-1 領事サービスの充実 施策IV-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第2項及び第3項
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1) 【困難度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1)</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>（財務省） 令和4年度事前分析表〔総合目標4〕 令和4年度事前分析表〔政策目標4-1〕</p> <p>（外務省） 令和4年度事前分析表〔外務省4-IV-1〕 令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2020-外務-21-0261</p>

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-1-(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成													
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率(ただし、受注者側の事情によるものを除く)		100%	100%	100%	100%			売上高(百万円)	57,443	54,979	55,786		
製造計画達成度	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価(百万円)	43,411	42,131	46,159		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費(百万円)	5,508	4,717	2,976		
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%			営業費用(百万円)	48,919	46,849	49,134		
								営業利益(百万円)	8,524	8,131	6,652		

指標等		達成目標(指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		99.2%	99.4%	99.1%	99.4%			従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4,205	4,179	4,130		
	印刷機械		98.5%	98.7%	98.3%	97.4%								
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無	無	無	無	無			注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等)の金額を記載。 従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。					
I-1-(2) 通貨当局との密接な連携等														
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末)			有	有	有	有								
情報交換の実施回数			2回	4回	4回	6回								
(参考指標) 対応の内容と回数			(対応回数) 2回	(対応回数) 0回	(対応回数) 0回	(対応回数) 0回								
I-1-(3) 国民に対する情報発信														
(参考指標) 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数		24,031人	6,673人	11,192人	14,949人								
	開催		5回	4回	4回	4回								
	出展回数		14回	3回	10回	16回								
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	4.36	4.51	4.50								
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4回	0回	2回	10回								
(参考指標) ページビュー数、更新回数	ビュー数		1,939,651件	1,632,126件	1,930,157件	1,951,865件								
	更新回数		675回	709回	715回	853回								
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%								
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	—	4.75	4.78								
I-1-(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発														
研究開発計画の策定の有無		有	有	有	有	有								
研究開発活動の成果		終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った	上回った	上回った								

指標等	達成目標(指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-2-(1) 旅券の製造							
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%		
ISO9001認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	有		
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%		
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無		
I-2-(2) その他の製品							
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%		
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	100%		
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無		

注)「I-1-(3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、銀行券等事業に関する情報発信が大宗を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
				<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>「銀行券等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>また、銀行券等事業の6項目中3項目は困難度が「高」と設定されていること、1項目は定量的な数値目標を120%以上達成していることを踏まえ、4項目を「A」と評価している。</p> <p>以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中5項目を「A」、他の1項目を「B」と評価しており、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>

銀行券等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 6 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給すると同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】 高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 4 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 4 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）		100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786		
製造計画達成度	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717	2,976		
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%			営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134		
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械	99.2%	99.4%	99.1%	99.4%			営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652		
	印刷機械	98.5%	98.7%	98.3%	97.4%			従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,205	4,179	4,130		
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無								

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価																												
			業務実績	自己評価																											
<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>銀行券の製造について、以下の取組を行うと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進する。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組むと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進します。</p> <p>① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。</p> <p>設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定的な稼働及び機能維持に取り組めます。</p> <p>また、品質及び工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造します。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p>	<p>評価指標の凡例： ● 定量的指標 ○ 定性的指標</p> <p>○ 設備投資の的確な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く））</p> <p>○ 設備の保守点検の的確な実施（参考指標：生産設備の可動率）</p>	<p>（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>① 銀行券の製造等</p> <p>イ 設備投資の的確な実施</p> <p>主要な設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に沿って策定した令和4年度の設備投資計画に基づき、本局で各機関の進捗を管理することにより、改刷の円滑な実施に向けた設備投資を含め、銀行券製造に係る設備投資を的確に実施した。また、1億円以上の設備投資に当たっては、その実施に先立ち一件ごと、投資の必要性並びに仕様及び調達方法の適切性を含めた費用対効果等を検証するとともに、必要に応じて見直しを行った。さらに、設備の更新に当たっては、高機能化により生産性の向上を図るなど、製造体制の効率化に取り組んだ。</p> <p>なお、令和4年度に計画した1億円以上の銀行券製造設備の導入は下表のとおりであり、計画どおり受入れ（注1）を完了し、受入率は100%となった（参考指標 令和3年度：100%）。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1087 2347 1583"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貼付機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>銀行券凸版印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インキ製造設備</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>3台</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検を的確に実施するとともに、自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図った。</p> <p>なお、生産設備の可動率（注3）については、抄紙機において99.4%、銀行券印刷機において97.4%であった。（参考指標 令和3年度：抄紙機99.1%、銀行券印刷機98.3%）</p>	件名	機関	台数	貼付機	東京工場	1台	小田原工場	1台	彦根工場	1台	銀行券検査仕上機	東京工場	1台	小田原工場	1台	静岡工場	1台	彦根工場	1台	銀行券凸版印刷機	東京工場	1台	インキ製造設備	東京工場	1台	小田原工場	3台	<p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>中期設備投資計画に基づき令和4年度の設備投資計画を策定し、同計画を着実に実施している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、改刷に向けた各種取組を確実に実施し、新様式券の製造を遅滞なく開始するとともに、製品品質の安定化や製造工程管理に係る継続的な取組を実施して財務大臣が定める製造計画を確実に達成し、日本銀行との契約の履行を完遂している。</p> <p>製造体制に関しては、交替勤務等による機械稼働体制を継続し、製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。</p> <p>秘密管理については、秘密管理に関する研修や点検を継続的に実施し、職員の意識向上及び秘密情報の漏えい防止に向けた取組を着実に実施している。また、倉庫出入管理装置の適切な運用により、銀行券製造工程における製品の紛失・盗難防止に対するセキュリティ管理の徹底が図られている。</p>
件名	機関	台数																													
貼付機	東京工場	1台																													
	小田原工場	1台																													
	彦根工場	1台																													
銀行券検査仕上機	東京工場	1台																													
	小田原工場	1台																													
	静岡工場	1台																													
	彦根工場	1台																													
銀行券凸版印刷機	東京工場	1台																													
インキ製造設備	東京工場	1台																													
	小田原工場	3台																													

		<p>○品質管理の徹底に向けた取組</p> <p>●製造計画達成度（100%） ●納期達成率（100%） ●保証品質達成率（100%）</p>	<p>(注1) 受入れ 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>(注2) 自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>(注3) 生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝（生産計画上の稼働日数－故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数</p> <p>ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理及び製造工程管理については、現行券の製造と新様式券への切替え及び製造が輻輳する中、計画どおり確実に遂行した。特に、発生した課題に対しては、本局と各工場間でリモート会議により、速やかに情報共有を行いつつ、改善に向け取り組んだ。 また、作業現場においては、標準（注4）に定める手順により確実に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注5）において作業の手順を確認・検証し、作業が適正に実施されていることを確認した。</p> <p>(注4) 標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>(注5) 標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p> <p>ハ 改刷の円滑な実施に向けた取組 改刷の円滑な実施に向けて、検査装置類を含め製造設備を導入し、各工程における最適な製造条件を見出すとともに、品質管理方法や標準の整備を行った。 また、現行券の終結に向けた進捗管理を徹底するとともに、新様式券の実製造に向けた切替えを行い、各工程における製造状況を把握しつつ、確認された課題等について、適宜対応を図りながら実製造を進めた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、必要に応じて職員同士の接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら安定製造に努め、財務大臣の定める製造計画数量（29億枚）に対し、規格内製品の製造を完遂するとともに</p>	
--	--	---	---	--

<p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>0%)</p> <p>○緊急命令への対応に備えた体制の維持</p> <p>○具体的事案発生時の的確な対応</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p><評価の視点></p> <p>○改刷の円滑な実施に向けた取り組みを確実に進めたか。</p> <p>○製造設備の安定的な稼働及び機能維持並びに</p>	<p>に、日本銀行へ納期までに納入した。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持</p> <p>財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。</p> <p>なお、財務大臣による緊急命令が発せられる事案はなかった。</p> <p>（注6）長期連続操業 土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、その取扱いを徹底した。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本局及び各機関において、秘密管理者から各職員に対して、秘密管理に対する意識向上を図るための研修を実施（10月～11月）。 ・ 各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検を実施（11月）。 <p>なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止</p> <p>製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程に基づき確実に作業を実施しており、作業考査（注7）において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。</p> <p>なお、紛失・盗難等の発生はなかった。</p> <p>（注7）作業考査</p> <p>作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から年間4回点検するもの</p>	<p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困</p>
--	---	--	---	--

		<p>品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組むことにより、財務大臣が定める銀行券製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行したか。</p> <p>○財務大臣による緊急命令への対応に備えた体制を維持するとともに、災害等事案が発生した場合には、製造計画の変更等による製造数量の増減に的確に対応したか。</p> <p>○偽造防止技術等に関する秘密管理を徹底するとともに、製造工程の管理を徹底し、情報漏えい、紛失・盗難の発生を防止したか。</p>		<p>難度が「高」であることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても目標を達成するとともに、改刷の円滑な実施に向けた各種取組を確実に実施していることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策 4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 2 項及び第 3 項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 4 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 4 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に応じたセキュリティレポートの提出の有無 (年 1 回 12 月末)		有	有	有	有			売上高 (百万円)	57,443	54,979	55,786		
(参考指標) 情報交換の実施回数		2 回	4 回	4 回	6 回			売上原価 (百万円)	43,411	42,131	46,159		
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 2 回	0 回	0 回	0 回			販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508	4,717	2,976		
								営業費用 (百万円)	48,919	46,849	49,134		
								営業利益 (百万円)	8,524	8,131	6,652		
								従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,205	4,179	4,130		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での的確な情報提供を行う。</p> <p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への的確な情報提供等を行う。</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 通貨当局と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での的確な情報提供を行います。</p> <p>② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリティレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。</p>	<p>○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上</p> <p>●現金取扱機器の製造事業者等への情報提供(参考指標:情報交換の実施回数)</p> <p>○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供(参考指標:通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末))</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献</p> <p>イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を踏まえ、将来の銀行券を見据えた新たな偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、新様式券の発行に向けて、通貨当局と密接に連携し、改刷の円滑な実施に向けた準備を進めた。加えて設備投資を着実に進めるとともに、機密保持に配慮した上で、現金取扱機器の製造事業者等に対して情報交換(6回:4月、5月、7月、11月、令和5年2月、令和5年3月)を行った。</p> <p>ロ デザイン力の強化 デザイン力、彫刻技術の向上のため、将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り組んだ。 また、広報活動用の展示物等の作製を通じてデザイン力の強化に取り組んだ。</p> <p>② 銀行券の動向に関する情報提供等</p> <p>イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問 国際証券印刷者会議(4月開催)及び欧州銀行券会議セキュリティ委員会(10月開催)へのオンラインによる参加を通じ、諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。</p> <p>ロ 通貨当局への情報提供等 改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等の情報については、関係省庁等連絡会議において通貨当局へ提供を行った(10月)。</p> <p>ハ セキュリティレポートの提出 通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認(4月)し、国内外から情報収集した内容等を踏まえてセキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出(12月)するとともに、内容について通貨当局への説明を実施(令和5年2月)した(参考指標 令和3年度:令和3年12月提出、令和4年2月説明)。</p>	<p><評定と根拠> 評定:A 新様式券の発行に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、通貨当局と密接に連携し、改刷の円滑な実施に向けた準備等を進めている。また、現金取扱機器の製造事業者等と情報交換を行うなど、その取組を確実に推進していることは高く評価できる。</p> <p>国内外から得られた銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と情報交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより情報提供を行っている。</p>

<p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。</p>	<p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等(以下「外国政府等」という。)による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p>○国際協力への対応(参考指標：対応の内容と回数)</p> <p><評価の視点></p> <p>○通貨当局と連携し、偽造抵抗力の強化、銀行券の利便性向上、券種識別容易性向上等について検討を行ったか。</p> <p>○改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等に対し、適切かつ的確な情報提供に取り組んだか。</p> <p>○偽造動向や銀行券に関する情報を収集するとともに、収集した情報を通貨当局に提供したか。</p> <p>○関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行い、国際協力に貢献したか。</p>	<p>③ 国際協力に関する取組等</p> <p>外国の銀行券関連機関からの研修及び視察に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、要請がなかった(参考指標 令和3年度：研修0回、視察0回)。</p>	<p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等」については、通貨当局と密接に連携し、新様式券の発行に向けた準備等を進めていること、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や、通貨当局に対する偽造動向等収集した情報の提供を行ったことなどから、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進していることと踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
---	---	---	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	国民に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 7 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 4 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 4 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 博物館来場者数、 特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数		24,031 人	6,673 人	11,192 人	14,949 人			売上高（百万円）	68,217	65,604	66,558		
	開催		5 回	4 回	4 回	4 回			売上原価（百万円）	50,783	49,136	53,436		
	出展回数		14 回	3 回	10 回	16 回			販売費及び一般管理費（百万円）	12,803	11,715	9,959		
博物館におけるアンケート結果		5段階評価 で平均評価 3.5 超	4.56	4.36	4.51	4.50			営業費用（百万円）	63,586	60,850	63,394		
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4 回	0 回	2 回	10 回			営業利益（百万円）	4,631	4,754	3,163		
(参考指標) ページビュー数、 更新回数	ビュー数		1,939,651 件	1,632,126 件	1,930,157 件	1,951,865 件			従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日 現在)	4,205	4,179	4,130		
	更新回数		675 回	709 回	715 回	853 回								
(参考指標) ホームページに寄せられた 問合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%								
工場見学者アンケート結果		5段階評価 で平均評価 3.5 超	4.56	—	4.75	4.78								

注) ②は、国立印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。
従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(3) 国民に対する情報発信</p> <p>博物館の展示やホームページの充実、工場見学の受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信</p> <p>国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。</p> <p>具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。</p> <p>また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。</p> <p>銀行券印刷工場においては、感染症対策を徹底した上で見学を受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組めます。</p> <p>また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努めます。</p>	<p>○博物館の展示や特別展示等の充実(参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数)</p> <p>●博物館におけるアンケート結果(5段階評価で平均評価3.5超)</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信</p> <p>イ 博物館における活動及びイベント出展・協力</p> <p>(イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人日本博物館協会が策定した「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた感染拡大防止策等を徹底し、博物館の開館を継続した。 ・ 小・中学生の夏季休業期間に併せた夏の特別展等、来館者の理解が深められるような趣向を凝らした特別展示等について、4回開催した(参考指標 令和3年度：4回)。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、3年ぶりの開催となった「第45回お金と切手の展覧会(岩手県盛岡市)」(8月)において、国立印刷局の歴史・製造技術に関する展示・解説を行い、国民に対する情報発信を行った。 <p>なお、外部機関からの依頼に基づき、展示パネルの貸出し等を16回行った(参考指標 令和3年度：10回)。</p> <p>(ロ) 博物館の認知度向上と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣の自治体や教育機関等に対して開催案内等を配布しPR活動を行った。 ・ 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、博物館ニュースを発行し(7、12月)、来館者をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。 ・ これまで実施してきた職員のフェイスシールドの着用、フロアマーカ―やアクリル板の設置等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を確実に講じるとともに、来館者に対して、博物館ホームページや館内掲示において、検温、マスク着用、手指消毒の徹底等の協力をお願いするなど、引き続き感染拡大防止に取り組んだ。 <p>以上の取組により、博物館来場者数は、14,949人となった(参考指標 令和3年度：11,192人)。</p> <p>(ハ) 来館者の満足度</p> <p>各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価4.50であった(参考指標 令和3年度：4.51)。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>来館者アンケートの結果(5段階評価による平均評価4.50)については、年度目標である平均評価3.5を大きく上回っている。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を確実に講じつつ、趣向を凝らした特別展示等の開催、近隣の自治体や教育機関に対してPR活動等の各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>さらに、博物館の再開に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じている。</p> <p>ホームページについては、必要な情報の提供とウェブアクセシビリティの向上を図り、利用者視点に立った情報発信を行っている。</p> <p>特に「オンライン工場見学」については、銀行券製造編に加え、国民に「官報」をさらに身近に感じてもらうことを目的に、新たに官報製造編を追加し、配信する等、分かりやすい情報発信に努めている。</p> <p>政府による情報発信や博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの動向を注視するとともに、工場見学の再開の時期や感染拡大防止策の有効性に関する検討を重ね、新様式券の製造状況を考慮するなど慎重な判断を行い、工場見学を再開している。</p> <p>子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供向けイベントへの参加や夏季休業期間を利用した特別工場見学会の開催など、子供向け広報に積極的に取り組むとともに、機会を捉えて、新様式券に関する認知度向上に向けた広報活動に努めている。</p>

		<p>○国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数）</p> <p>○ホームページの充実（参考指標：ページビュー数、更新回数）</p>	<p>ロ 出張講演等の実施</p> <p>国民に対する情報発信の一環として、銀行券の製造工程、偽造防止技術及び成り立ち等に関する出張講演や、美術系大学における工芸官による特別講義を開催し（10回）、銀行券に対する理解及び信頼を深めるための取組を行った（参考指標 令和3年度：2回）。</p> <p>ハ ホームページ等による情報提供</p> <p>（イ）ホームページの充実</p> <p>国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「オンライン工場見学」について、銀行券製造編に加え、官報製造編を新たに配信した（令和5年2月）。 ・ 創立150年記念サイトを有効活用するため、サイト内の情報を整理した上で、リニューアルし公開した（9月）。 ・ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じた情報発信については、国立印刷局フェイスブック及びツイッターにより、イベント情報、製品及び製造工程の紹介等の情報を中心として記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段に活用した（フェイスブック63件・ツイッター63件）。 ・ 総務省が策定したガイドライン（みんなの公共サイト運用ガイドライン）において推奨される規格に基づくウェブアクセシビリティ（注）の向上を図るため、スマートフォンからも閲覧しやすいように、画面の最適化を図った（7月）。 <p>また、博物館のページに表示されている、文字情報を含む画像について、音声読み上げ機能への対応を行った（9月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度上期に予定されている新様式券の発行に合わせ、国民により分かりやすい情報発信をするため、ホームページの全面リニューアルを行うこととし、外部業者を選定、委託した（令和5年3月）。 <p>ホームページのページビュー数は、1,951,865件、更新回数は853回となった（参考指標 令和3年度：ページビュー数1,930,157件、更新回数715回）。</p> <p>（注）ウェブアクセシビリティ</p> <p>高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること</p>	
--	--	---	---	--

	<p>○外部からの問合せに対する回答実績（参考指標：ホームページに寄せられた問合せに対する回答率）</p> <p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p>	<p>○ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況</p> <p>（ロ）ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況 国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ（361件）のうち、連絡先不明等により回答が困難なもの（118件）を除き、全ての問合せ（243件）に回答した。 この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答等は、100%となった。</p> <p>ニ 工場における広報活動 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において実施している工場見学については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から受入れを休止していたが、国内において社会経済活動の正常化に向けた動きがあったことなどを踏まえ、工場見学を再開した（7月）。再開に当たっては、新様式券の製造状況を考慮し、一部の見学施設については中止を継続したが、その後の状況を踏まえ、当該施設についても見学を再開した（8月）。 再開した工場見学で実施した工場見学者アンケートの結果については、5段階評価による平均評価が4.78であった（参考指標 令和3年度：4.75）。</p> <p>ホ 子供向け広報の充実 令和6年度上期を目途として新様式券が発行されることを契機として、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、次のとおり子供に向けた広報の充実に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮しつつ、一般社団法人「スマートニッチ応援団」が主催する「モノづくりキッズパーク」（参加型イベント）に参加した（7月）。 「令和4年度こども霞が関見学デー」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式で参画し、「はっけんお札の秘密～国立印刷局オンライン工場見学～」と題するコンテンツをホームページ上で公開した（8月）。 東京工場、小田原工場、静岡工場、彦根工場及び岡山工場において、各地域の居住者並びに小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、夏季休業期間における特別工場見学会の開催、地域のイベントへの出展、校外学習を支援するための工場見学を行い、銀行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った（7月～令和5年2月）。 	<p>（ロ）ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況 国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ（361件）のうち、連絡先不明等により回答が困難なもの（118件）を除き、全ての問合せ（243件）に回答した。 この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答等は、100%となった。</p> <p>ニ 工場における広報活動 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において実施している工場見学については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から受入れを休止していたが、国内において社会経済活動の正常化に向けた動きがあったことなどを踏まえ、工場見学を再開した（7月）。再開に当たっては、新様式券の製造状況を考慮し、一部の見学施設については中止を継続したが、その後の状況を踏まえ、当該施設についても見学を再開した（8月）。 再開した工場見学で実施した工場見学者アンケートの結果については、5段階評価による平均評価が4.78であった（参考指標 令和3年度：4.75）。</p> <p>ホ 子供向け広報の充実 令和6年度上期を目途として新様式券が発行されることを契機として、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、次のとおり子供に向けた広報の充実に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮しつつ、一般社団法人「スマートニッチ応援団」が主催する「モノづくりキッズパーク」（参加型イベント）に参加した（7月）。 「令和4年度こども霞が関見学デー」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式で参画し、「はっけんお札の秘密～国立印刷局オンライン工場見学～」と題するコンテンツをホームページ上で公開した（8月）。 東京工場、小田原工場、静岡工場、彦根工場及び岡山工場において、各地域の居住者並びに小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、夏季休業期間における特別工場見学会の開催、地域のイベントへの出展、校外学習を支援するための工場見学を行い、銀行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った（7月～令和5年2月）。 	<p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p>
	<p><評価の視点></p> <p>○ホームページにおいて、法人や銀行券に関する情報の提供を確実に実施したか。</p> <p>○銀行券印刷工場におい</p>			

		<p>て見学を積極的に受け入れ、分かりやすい解説や展示を通じて、来場者の満足度の向上に取り組んだか。</p> <p>○次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に取り組んだか。</p>		<p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--------------------------------

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)				
特になし。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 4 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 4 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の有無	有	有	有	有	有			売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786		
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った	上回った	上回った			売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159		
								販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717	2,976		
								営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134		
								営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652		
								従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,205	4,179	4,130		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価															
			業務実績	自己評価														
<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めます。</p> <p>また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。</p> <p>なお、研究成果については、適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や国内外の会議、学会等で報告を行います。</p>	<p>●研究開発計画の策定の有無</p> <p>○事前・中間・事後評価の適切な実施</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>イ 研究開発の実施</p> <p>研究開発の実施に当たっては、研究開発計画を策定（令和4年3月）し、これに沿って5分野15件の研究開発課題に取り組んだ。なお、研究開発分野については、情報通信技術や環境保全に関する研究開発を推進するため、見直しを行った。</p> <table border="1" data-bbox="1567 541 2297 869"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の開発・実装</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>製造技術の効率化・高度化</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>情報通信技術に関する研究</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>環境保全</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table> <p>各分野における具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の開発・実装</p> <p>近年の技術動向を踏まえ、新たな偽造防止技術の創出及び製造適性の検証に取り組んだ。</p> <p>(ロ) 製造技術の効率化・高度化</p> <p>高品質で均質な製品の製造を維持しつつ、生産プロセス全体の効率化・高度化に向けた生産設備等の開発に取り組んだ。</p> <p>(ハ) 情報通信技術に関する研究</p> <p>情報通信分野に関する技術動向を把握し、情報通信技術を活用した要素技術の調査及び研究に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 環境保全</p> <p>消費エネルギー量の削減による温室効果ガスの排出削減及び廃棄物の削減に向けた研究開発に取り組んだ。</p> <p>(ホ) 基礎的研究</p> <p>各種技術及び製品の調査・分析を進める基礎的研究に取り組んだ。</p> <p>ロ 研究開発評価</p> <p>(イ) 評価の実施及び評価結果の反映</p> <p>令和4年度に終了する研究開発課題の事後評価、令和5年度</p>	分野	件数	偽造防止技術の開発・実装	3件	製造技術の効率化・高度化	7件	情報通信技術に関する研究	2件	環境保全	2件	基礎的研究	1件	計	15件	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>研究開発については、将来の銀行券を視野に入れ、中期及び単年度の研究開発計画を策定し、当該計画に沿って確実に進めたことは評価できる。</p> <p>研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究開発課題の事前・中間・事後評価を行い、その結果を研究開発計画へ適切に反映し、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>これらの取組の結果、評価指標である研究開発活動の成果については、年度目標を達成している。</p> <p>創出した成果については、特許出願したほか、学会でも報告を行い、産業界の発展に貢献している。また、「潜像埋込技術の高度化による公的印刷物の信頼性向上への貢献」について、文部科学大臣表彰科学技術賞（科学技術振興部門）を受賞したことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p>
分野	件数																	
偽造防止技術の開発・実装	3件																	
製造技術の効率化・高度化	7件																	
情報通信技術に関する研究	2件																	
環境保全	2件																	
基礎的研究	1件																	
計	15件																	

○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映

●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）

○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）

に継続を予定する課題の中間評価及び令和5年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価システムの運用を通じて、研究開発評価委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性の視点等から評価を行い、評価結果を研究開発実施機関にフィードバックした（12月）。

また、開発の方向性を見直しが生じた研究開発課題に対して、取組内容及び計画を再検討し、令和5年度の研究開発計画へ適切に反映した（令和5年3月）。

(ロ) 研究開発活動の成果

令和4年度終了の研究開発課題5件に加え、当初計画から実施期間を変更して当該年度終了又は中断する研究開発課題2件を合わせた合計7件の研究開発課題に係る事後評価の結果、研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計値）が、終了案件の費用の合計を約6%上回った。

ハ 研究開発成果の活用

創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、学会等において報告した。

(イ) 特許出願状況

特許について、合計37件の出願を行った（令和3年度：50件）。

分野	件数
偽造防止技術の開発・実装	13件
製造技術の効率化・高度化	10件
情報通信技術に関する研究	10件
基礎的研究	4件
計	37件

(ロ) 会議、学会での報告

有用な研究開発成果3件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、下表のとおり学会において報告した。

学会等	報告内容	実施月
紙パルプ技術協会 (注1)	2軸押出機を用いたみつまたのパルプ化	6月
日本印刷学会 (注2)	不可視情報の埋込に関する開発	11月
	潜像埋込技術の高度化による公的印刷物の信頼性向上への貢献	12月

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発計画を策定し、着実に研究開発を進めたか。 ○研究課題等の適切な評価や評価結果に応じた是正等を行うとともに、効果的な研究開発の推進や質の向上に努め、研究開発活動による成果が得られるよう取り組んだか。 ○創出した成果の適切な活用及び有用な成果の報告が行われたか。 	<p>(注1) 紙パルプ技術協会 紙パルプに関する産業技術及び学問の交流を促進し、これら産業の発展を図ることを目的として活動を行っている国内団体</p> <p>(注2) 日本印刷学会 印刷に関する学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等の発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会</p> <p>ニ 表彰実績 潜像埋込技術の実用化による国民生活への貢献等が評価され、「潜像埋込技術の高度化による公的印刷物の信頼性向上への貢献」が、令和4年度文部科学大臣表彰科学技術賞（科学技術振興部門）を受賞した（4月）。</p>	<p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められるとともに、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	旅券の製造		
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 令和4年度事前分析表〔外務省4-Ⅳ-1〕 令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2020-外務-21-0261

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159		
ISO9001認証の 維持・更新の有無	有	有	有	有	有			販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508	4,717	2,976		
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%			営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134		
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無	無			営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652		
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179	4,130		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO9001認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>さらに、次世代旅券の開発等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。</p>	<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、納期までに納入を確実にを行います。</p> <p>ISO9001の運用及び認証の継続、作業考査や点検等の実施を通じて品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p> <p>次世代旅券（注1）については、集中作成（注2）を含め外務省と協議を進めつつ、令和3年度に実施した外務省のシステムとの接続試験の結果を踏まえ、設備・システムの開発を行うとともに、技術確立や設備の稼働に向けた体制の整備に向けて取り組めます。</p> <p>（注1）次世代旅券 新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>（注2）集中作成 現行、全国の旅券事務所でやっている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p>	<p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●ISO9001認証の維持・更新の有無</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>○次世代旅券の開発等に向けた取組</p>	<p>（1）旅券の製造</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制 旅券の製造については、必要に応じて職員同士の接触機会を低減するため出勤人員を抑制する等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を図りながら、令和5年1月の追加受注分を含め、外務省との契約に基づく数量（723千冊）を納期までに納入した。</p> <p>ロ 品質管理等の徹底 ISO9001（注1）の運用、認証の継続を行うこと等により品質管理等の徹底を図った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO9001認証については、維持審査を受審（9月）し、認証を継続した。 本局及び工場間における品質管理に関する打合せ会（4月、10月）を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況等を計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理及び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 <p>これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。 なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>（注1）ISO9001 製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p> <p>ハ 次世代旅券（注2）の開発等に向けた取組 次世代旅券については、外務省と協議を進めるとともに、冊子開発、装置開発等に取り組んだ。具体的な取組事項については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に作製した試作冊子（2回目）を外務省に提示したところ（4月）、すき入れを含めた大幅なデザイン変更の指示を受けた（6月）ことから、変更デザインに対する適正な製造条件を見出すため、抄造、印刷、製本の各工程で事前確認実験を行った 	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況においても、受注した数量を納期までに確実に納入したことは評価できる。</p> <p>ISO9001認証の継続、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な情報共有や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>次世代旅券については、冊子仕様案を作成の上、試作冊子の作製につなげるなど、着実に冊子開発に取り組んでいる。また、データページの作製、集中作成に必要なシステム・設備及び冊子製造に必要な設備の調達手続等を計画的に進めている。</p>

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○柔軟で機動的な製造体制を構築し、製品を確実に納入したか。 ○徹底した品質管理及び製造工程管理を行い、外務省との契約を確実に 	<p>(8月～10月)。また、当該実験結果を踏まえつつ、令和5年度第1四半期を目途に試作冊子(3回目)の作製の準備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICシート等の材料の調達に向けて、仕様書案の作成、契約方法、契約期間等を検討するとともに、調達スケジュール案を作成(9月、12月)し、調達手続を行った。 ・ 冊子製造設備(3台)について、丁合表紙貼機(4月)、冊子断裁仕上機(6月)、冊子番号仕上機(10月)の受入れを完了し、オペレータへの操作研修後、各種実験等を行った。 ・ 集中作成(注3)に使用する旅券作成管理システムは、意見招請(11月)が完了したことから、調達手続を進めた。また、大型作成機及び仕分機については、総合・運用テストの結果及び外務省の要望を踏まえて仕様を作成し、契約を締結した(大型作成機(11月)、仕分機(令和5年3月))。 ・ 外務省との2者協議及び外務省、東京都との3者協議に毎月参加し、集中作成に向けた検討・準備を進めた。また、ICAO国際会合及びIC旅券調査委員会(注4)の会合にWeb会議等で参加し、国際標準化の動向について情報収集した。 ・ 次世代旅券製造や集中作成に係る製造体制、各種研修方法(操作技術、品質・数量管理)等について関係機関間で協議を進めた。 ・ 現行の旅券製造に従事する職員を次世代旅券の製造設備の立ち上げ、旅券作成管理システムとの連携テスト及び運用テストに参画させ、各種ノウハウを習得させた上で実製造を想定した視点での工程設計を進めるとともに、システム設計・開発に関する人材を育成した。 <p>(注2) 次世代旅券 新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注3) 集中作成 現行、全国の旅券事務所でやっている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> <p>(注4) IC旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p>	<p>以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p>
--	--	--	--	--

		履行したか。 ○次世代旅券について、集中作成を含め設備及び技術の開発並びに設備の稼働に向けた体制整備に取り組んだか。		<課題と対応> 特になし。
--	--	---	--	------------------

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項
当該項目の重要度・困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159		
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	100%			販売費及び一般管理費 （百万円）	5,508	4,717	2,976		
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無	無			営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134		
								営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652		
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) その他の製品</p> <p>切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p><評価の視点> ○品質管理及び製造工程</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入</p> <p>切手等の製品については、感染拡大防止を図りながら、製造工場における部門間での人員交流や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。</p> <p>ロ 発注者の要望を踏まえた提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊切手 発注者からの要望を踏まえ、特殊基材に関する技術の提案を行った（4月、9月）。 各種証明書類等 発注者が実施している出力データ提供における複写防止画像の課題を解消するため、国立印刷局の偽造防止技術に関する問合せを受けたことから、候補技術や電子データ提供方法等を提案し（4月）、発注者との契約を締結した（令和5年2月）。 <p>国立印刷局の潜像技術を可視化するアプリケーションを開発し、ホームページで公開した（10月、11月）。</p> <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に製造・納入した製品の一部に印刷不良が見つかったことから再発防止策の確認を行うとともに、今年度の製造開始前に対策の履行状況について点検を行い、再発防止策の有効性を確認した。 本局及び工場間における品質管理打合せ会（4月、10月、令和5年3月）を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的業務の改善に取り組んだ。 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況等を計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理及び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 <p>これらの取組により、規格内製品を納期までに確実に納入した。</p> <p>なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>切手等の製品については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、納期までに確実に製造・納入している。</p> <p>発注者の要望を的確に把握するとともに、国立印刷局の技術力を活かした提案を行い、契約を締結している。</p> <p>PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な打合せ会による情報共有や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成してお</p>

		管理を徹底し、発注者との契約を確実に履行したか。		り、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし
--	--	--------------------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	官報等事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】 I-3-(1) 【困難度：高】 I-3-(1)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-3-(1) 官報の編集・印刷													
揭示すべき時間での官報 揭示達成度	100%	100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772		
官報情報検索サービスの サービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277		
インターネット版官報の サービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費 （百万円）	745	758	861		
インターネット版官報及び 官報情報検索サービスの 広報活動件数	過去5年 平均以上	[各年度目標値] 59件	[58] 53件	[58] 55件	[57] 61件			営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138		
100ページ当たり訂正 記事箇所数の削減	過去5年 平均以下 (100以下)	[各年度目標値] 0.23 (96)	[0.22] 0.14 (64)	[0.19] 0.15 (79)	[0.17] 0.16 (94)			営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634		
ISMS認証の維持・更新の 有無	有	有	有	有	有			従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130		
情報漏えい・紛失発生の 有無	無	無	無	無	無								
I-3-(2) その他の製品													
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%								
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%								
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%								

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
				<p><評価と根拠> 評価： A</p> <p>「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>「官報の編集・印刷」については、困難度が「高」であることに加え、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日付第4回デジタル臨時行政調査会）に基づく「電子官報の実現」に向けてインターネット版官報にタイムスタンプを付与するとともに、データ再利用等が行えるデータ形式について検討を進めるなど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実施している。また、「その他の製品」については、発注者からの納期等に関する要請に対して、的確かつ確実に対応し、法案誤り等再発防止プロジェクトチームの議論を踏まえた取組を確実に進めるとともに、デジタル庁からのベース・レジストリの早期構築への協力要請に対する準備や財務省からの要請による行政文書の電子化作業への協力など、行政のデジタル化の進展に適切に対応している。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 官報等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。 </div>				

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(1)	官報の編集・印刷		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）
当該項目の重要度・困難度	<p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【困難度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標（指数）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%	100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772		
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277		
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費（百万円）	745	758	861		
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	〔目標：57件〕 59件	〔目標：58件〕 53件	〔目標：58件〕 55件	〔目標：57件〕 61件			営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138		
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下（100以下）	〔目標：0.24〕 0.23 (96)	〔目標：0.22〕 0.14 (64)	〔目標：0.19〕 0.15 (79)	〔目標：0.17〕 0.16 (94)			営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634		
ISMS認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	有			従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130		
情報漏えい・紛失発生の有無	無	無	無	無	無								

注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価											
			業務実績	自己評価										
<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>平常時ではもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実にされるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。</p> <p>また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。</p> <p>さらに、利用者ニーズを把握し、入稿の方法及び手続を必要に応じ改善することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。</p> <p>加えて、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定。以下「骨太方針」という。）に基づき、契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報のG Bizインフォとの確実な情報連携に取り組む。</p>	<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。</p> <p>国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組む、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。</p> <p>また、行政のデジタル化の進展に対応しつつ、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組みます。</p> <p>さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。</p> <p>作業考査や点検等を通じて品質管理及び製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置</p>	<p>● 掲示すべき時間での官報掲示達成度（100%）</p> <p>○ 緊急官報の製造に向けた体制の維持</p> <p>● インターネット版官報のサービス稼働率（99.0%）</p>	<p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>イ 官報の確実な掲示</p> <p>掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、新型コロナウイルス感染症対策、国際テロリストやウクライナをめぐる国際平和のための措置等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外については、内閣府の要請に基づき、入稿当日に製造・掲示した。</p> <p>さらに、職員の接触機会を可能な限り抑制するため、物理的な対策を講じるなど、感染拡大防止策を徹底した上で、官報の迅速かつ確実な掲示を行った。</p> <p>なお、令和4年度に発行された官報は858件であり、このうち特別号外（通常発行以外の官報号外）は94件（うち14件は入稿当日に発行）であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本紙</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>号外</td> <td>278件</td> </tr> <tr> <td>特別号外</td> <td>94件（うち14件は入稿当日に発行）</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>243件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持</p> <p>緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練等を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府主催の「防災の日」総合防災訓練の一環として、内閣府と連携し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った（9月）。 緊急官報の発行要請に確実に対応するため、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行った（10月）。 緊急時における官報製造手順の定着化を図るため、政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と連携した緊急官報製造訓練を、東京工場及び内閣府で実施した（令和5年2月、3月）。 <p>ハ 官報電子配信の安定稼働</p> <p>官報配信システムについて、機器等の保守期限満了に伴うシステム更新作業を確実に実施した（5月）。更新後においても引き続き、定期</p>	種別	件数	本紙	243件	号外	278件	特別号外	94件（うち14件は入稿当日に発行）	政府調達公告版	243件	<p>< 評定と根拠 > 評定： A</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、柔軟な体制の維持に取り組んでいる。また、国民生活に大きな影響を与える新型コロナウイルス感染症の対策に関連する法令等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外についても確実に対応するなど、官報の迅速かつ確実な掲示に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>緊急官報製造訓練を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練、内閣府への参集訓練を実施し参集経路の確認を行うなど、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応できるように取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、定期的に配信拠点の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底することにより、官報電子配信の安定稼働に取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していたイベントや講習会の一部が中止となったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に留意しつつ、例年以上に図書館への講師派遣に注力するとともに、イベントへの参加や、官報販売所が主催するイベントへの協力など当該サービスの利用促進に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に</p>
種別	件数													
本紙	243件													
号外	278件													
特別号外	94件（うち14件は入稿当日に発行）													
政府調達公告版	243件													

	<p>を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>電子入稿については、利用者ニーズを把握しつつ、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿への協力要請を引き続き行うとともに、法制執務業務支援システム(注1)との連携や令和2年度に導入した原稿受付システムを円滑に運用しつつ、必要に応じて入稿の方法や手続に係る改善を行い、その促進に努めます。</p> <p>なお、平成30年度から取り組んでいる業務プロセスの改革を継続的に推進し、作業の迅速化や業務の効率化に取り組めます。</p> <p>契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報について、Gビズインフォ(注2)への確実な情報提供に取り組めます。</p> <p>(注1) 法制執務業務支援システム(e-LAWS)</p> <p>法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p> <p>(注2) Gビズインフォ</p> <p>法人に関し各府省庁に分散して所在する公開情報を集約し、インターネットでオープンデータとして一元的に提供するサービス</p>	<p>●官報情報検索サービスのサービス稼働率(99.5%)</p> <p>●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数(過去5年平均以上)</p>	<p>的に配信拠点(注1)の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。</p> <p>また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステムの稼働管理を確実に実施した。</p> <p>さらに、官報配信システムへの負荷軽減や掲載情報の不正利用防止への対応として、ウェブクローラ(注2)等の利用状況に関するモニタリングを行った(4月～令和5年3月)。</p> <p>以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサービス稼働率は、100%となった。</p> <p>(注1) 配信拠点 官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報配信システムを複数の拠点に設置</p> <p>(注2) ウェブクローラ ウェブ上の文書や画像などを周期的に検索・取得し、自動的にデータベース化するプログラム</p> <p>ニ インターネット版官報等の周知 官報情報検索サービスの操作講習会の開催や、各地方方法務局に官報普及用パンフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った(61件)。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50箇所:4月、7月、10月、令和5年1月)。 公立図書館が実施する講習会に職員を講師として派遣する官報情報検索サービスの操作方法等の講習については、対面及びオンラインで実施した(6件:5月、7月、11月、12月、令和5年2月、3月)。 「第45回お金と切手の展覧会」(岩手県盛岡市)において、展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行い、その周知を図った(1件:8月)。 官報公告を題材とした集中講座を受講する大学生に対して、利用期間を限定した官報情報検索サービスのIDを貸与するとともに、操作説明資料を配布するなど、官報情報検索サービスの周知を行った(1件:8月)。 出展を予定していた「法の日フェスタ in 赤れんが」(注3)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、規模を縮小することとなったため、不参加となった。 図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解と協力を求めることを目的に、オンラインで開催される「第24回図 	<p>に実施することにより、削減に向けて取り組んでいる。</p> <p>公開前情報については、ISMSの認証維持を達成するとともに、研修や職場内教育等を実施した。また、官報原稿の取次業務を行う委託業者に対しては、新型コロナウイルス感染症への対応に留意しつつオンラインを主体とした教育、指導を行うなど、情報管理の徹底を図ることにより、情報漏えいや紛失を発生させていない。</p> <p>省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用促進のための各種取組の実施により、利用者の利便性の向上及び業務の効率化が図られている。また、利用者からの問合せ対応や利用していない各府省に対して利用を促すなど、オンラインによる電子入稿が定着し、利用件数が増加している。</p> <p>官報業務プロセス改善については、業務・システムの将来モデルを検討するなど、業務の効率化・省力化に向けて取り組んでいる。</p> <p>Gビズインフォとの情報連携については、経済産業省と連携を図り、確実に実施している。</p> <p>デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づく「電子官報の実現」に向けた取組については、工程表の作成に寄与するとともに、作成された工程表を踏まえてインターネット版官報にタイムスタンプを付与するなどの取組を実施している。また、データ再利用等が行えるデータ形式について検討を進めるなど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実施している。</p>
--	--	---	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ● 100ページ当たり訂正記事箇所数の削減(過去5年平均以下) ● ISMS認証の維持・更新の有無 ● 情報漏えい・紛失発生の有無 	<p>書館総合展 2022 ONLINE plus」に参加した(1件:11月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官報販売所が地元書店と企画した「官報普及フェア」において、リーフレット及び展示物を提供するなどの協力を行った(2件:12月)。 ・ 関係府省庁等に対して、工場見学を通じて製造に係る取組や事業説明を実施したほか、官報等事業の特徴を簡潔にまとめた短編動画を製作・映写することにより(令和5年2月)、見学者等の当該事業に対する理解度向上に努めた。 <p>(注3) 法の日フェスタ in 赤れんが</p> <p>法の役割や重要性を考えるきっかけとなるよう、毎年、法の日週間(10月)に合わせ、法務省及び最高検察庁が開催するイベント</p> <p>ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組</p> <p>作業考査や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.16箇所となり、過去5年間の実績平均値(0.17箇所)を下回った。</p> <p>へ 公開前情報等の管理</p> <p>東京工場において、ISMS(情報セキュリティ・マネジメント・システム)の運用及び情報管理意識の啓発並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISMSについては、外部審査機関の更新審査を受審し、認証を継続した(12月)。 ・ ISMSに係る教育・訓練を実施した(新規職員等研修:4月、実務研修:6月、リスク分析研修:6月、内部監査員研修:6月)。 ・ 官報製造従事者等を対象にインサイダー取引等に対する意識の啓発と不正行為の未然防止を目的とした研修を行った(5月~6月)。 ・ 官報原稿の取次業務を行う委託業者(官報販売所等)に対するインサイダー情報を含む掲載前情報及び個人情報(情報類)の適切な取扱いに係る研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、オンラインで実施した(5月、8月、9月、10月)。また、一部の委託業者を視察し、情報類の保管・管理状況及び作業状況の調査を行い、情報管理等について指導を行った(8月、11月、12月、令和5年2月)。 ・ 委託業者の実務者を対象として、情報類の保管・管理に関する研修をオンライン形式で実施した(9月)。 ・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に、作業考査や秘 	
--	--	---	---	--

		<p>○電子入稿を行う者の拡大</p> <p>○作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組</p> <p>○契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報のG Bizインフォとの確実な情報連携</p>	<p>密管理点検（注4）を実施し、内部規程類に基づき作業が適正に実施されていることを確認した（作業考査：4月～令和5年3月。秘密管理点検：令和5年2月）。</p> <p>なお、情報漏えい、紛失の発生はなかった。</p> <p>（注4）秘密管理点検 リスク事案の対策や各種規定類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検</p> <p>ト 電子入稿の推進 作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省庁用官報原稿オンライン受付システム（注5）の利用者からの問合せに対応するとともに、システムの安定稼働に努めた。 ・ 省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用実績がない府省庁に対して、積極的に利用を働きかけるとともに、新たに設置されるこども家庭庁（こども家庭庁設立準備室）に対し、事前に利用案内を行った（4月、7月、12月）。 <p>以上の取組により、令和4年度の電子入稿は、19,189件（令和3年度17,537件）であった。</p> <p>（注5）省庁用官報原稿オンライン受付システム 政府共通ネットワーク上で、各府省等からの官報の原稿を電子的に受け付けることができるシステム</p> <p>チ 官報業務プロセス改善の取組 官報業務プロセス改善を円滑に進めるため、官報製造の業務・システムの将来モデルに係るコンセプト及びそれに基づく将来モデル案（システム構成、業務フロー）を作成した上で、その実現に向けた技術的な課題やロードマップについて整理した（4月～令和5年3月）。</p> <p>リ G Bizインフォ（注6）との情報連携 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）及び「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、経済産業省と連携を図り、官報掲載情報とG Bizインフォとの情報連携を確実に実施した（4月～令和5年3月）。</p> <p>（注6）G Bizインフォ 法人に関し各府省庁に分散して所在する公開情報を集約し、インターネットでオープンデータとして経済産業省が一元的に提供するサービス</p>	
--	--	---	--	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○非常時の対応を想定した作業体制の確保に努めたか。 ○訂正記事箇所数の削減に努め官報の正確かつ確実な発行に努めたか。 ○情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。 ○電子入稿の促進等による作業の迅速化や業務の効率化に取り組んだか。 ○新たな原稿受付システムの円滑な運用に向けて取り組んだか。 	<p>ヌ 「電子官報の実現」に向けた取組</p> <p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)に基づき、「電子官報の実現」に向けて、課題の洗い出し及び内閣府との調整を行い、工程表(注7)の策定に寄与した(12月)。</p> <p>インターネット版官報と紙の官報の同一性の確保に係る閣議了解(注8)に基づく内閣府からの指示等に従い、インターネット版官報へのタイムスタンプ付与(令和5年1月)及び官報情報の全文の公開期間の拡大(令和5年1月27日発行分から、30日間を90日間に拡大)を実施するとともに、紙の官報の書面添付が義務付けられている商業登記手続について、法務省民事局と調整を行った結果、紙の官報の代わりにインターネット版官報を提出することが可能となった(令和5年1月)。</p> <p>また、内閣府において検討が進められている、官報の発行に関する新法の立案作業について、「官報電子化検討会議」に参加し、積極的に協力を行った(令和5年3月)。</p> <p>さらに、中期的な課題である電子官報の在り方として、データ再利用等が行えるデータ形式について検討を進めた(12月～令和5年3月)。</p> <p>(注7) 工程表 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表</p> <p>(注8) 閣議了解 行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について(令和5年1月27日閣議了解)</p>	<p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号
当該項目の重要度・困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277		
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費 （百万円）	745	758	861		
								営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138		
								営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634		
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) その他の製品</p> <p>国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。</p> <p>また、法案誤り等再発防止プロジェクトチームの議論を踏まえ、法律案の誤り防止について令和3年12月に策定した工程表に基づき、着実に取り組む。</p> <p>さらに、骨太方針に基づき、デジタル庁からのベース・レジストリの構築に係る協力要請に対応するなど、行政のデジタル化の進展に貢献する。</p> <p>なお、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>国会用製品等の製品については、品質管理及び製造工程管理に取り組み、数量確認、進捗管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。</p> <p>また、法律案の誤りを防止するため令和3年12月に策定した工程表に基づき、編集・印刷システムの機能改善等に着実に取り組みます。</p> <p>さらに、デジタル庁からのベース・レジストリの構築に係る協力要請や行政のデジタル化の進展等による受注環境の変化に的確に対応するとともに、製品の製造に当たっては、作業検査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p> <p>加えて、「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等」(令和3年3月25日内閣府公文書管理課)等に基づき、財務省大臣官房文書課と協議した上で行った行政文書の電子化に係る調査研究・検証の結果を踏まえ、財務省等が取り組む行政文書の電子化作業に協力します。</p> <p>なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。</p>	<p>●受注数量製造率(100%)</p> <p>●納期達成率(100%)</p> <p>●保証品質達成率(100%)</p> <p>○工程表に基づく取組の確実な実施</p> <p>○デジタル庁からの協力要請に対する確実な対応</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>イ 国会用製品等の確実な製造及び納入</p> <ul style="list-style-type: none"> 国会用製品等については、製品の確実な製造のために、作業検査や標準点検等の実施により、改善の必要が認められるものについては見直しを行い、管理方法の強化を図るなど、徹底した情報管理及び製造工程管理に取り組んだ。 また、発注者からの納期に係る要請に応え可能な限り短納期で納入するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を図りつつ、製品交流を実施するなどの柔軟な対応を図った。 これらの取組により、発注者との契約に基づき定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 令和2年度末に国会に提出された法律案の一部に誤りが判明し問題となったことから、内閣官房において府省庁横断的に立ち上げられたプロジェクトチームに参画し、第3回会合において提出した工程表に基づき、編集・校正作業者のスキルアップ等を図るとともに、編集・印刷システムの機能改善に係るシステム改修及び機能強化に係るICTツールを導入し、運用を開始した(6月～令和5年3月)。 デジタル庁、総務省及び法務省におけるe-LAWSの法令データ整備のため、令和4年3月から開始した官報掲載情報の情報連携については、XMLデータ(注)加工を行い、定められた期日までに確実に納品した(4月～令和5年3月)。 <p>【法案誤り等再発防止プロジェクトチームの会合開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 令和3年3月31日 第2回 令和3年6月29日 実務者会合(第1回) 令和3年9月13日 第3回 令和3年12月24日 実務者会合(第2回) 令和4年7月27日 <p>(注) XMLデータ コンピュータで容易に処理できる二次利用可能な標準データ形式</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル化の進展等による受注環境の変化に対しては、国会用製品のペーパーレス化に係る関係機関との綿密な情報共有を実施するなど、柔軟かつ適切に対応している。 <p>ロ デジタル庁からの協力要請への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁が進めるベース・レジストリの早 	<p><評定と根拠>評定：B</p> <p>国会用製品等については、作業検査や標準点検を実施することにより、情報管理及び工程管理の徹底に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき納期までに規格内製品を確実に製造・納入している。</p> <p>また、法案誤りの再発防止に向けては、工程表等に基づく取組を確実に進めている。</p> <p>発注者からの要請及びデジタル化の進展等による受注環境の変化に対して、柔軟かつ適切に対応している。</p> <p>なお、国会のペーパーレス化の進展についても、関係機関と情報共有を図るなど、柔軟かつ適切に対応している。</p> <p>加えて、ベース・レジストリの早期構築への協力要請に対する準備や行政文書の電子化作業への協力など、行政のデジタル化の進展に適切に対応している。</p>

		<p><評価の視点> ○品質管理及び製造工程管理を徹底し、発注者との契約を確実に履行したか。</p>	<p>期構築に協力するため、ベース・レジストリの運用等に係る資料をデジタル庁へ提出するとともに、協議などの取組を進めた(4月～令和5年3月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)に基づき、デジタル庁を中心とした法令データのデジタル正本の提供体制の確立に向けた取組に参画し、積極的に協力した。 <p>ハ 行政文書の電子化作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務省から依頼のあった行政文書の電子化については、適切に対応し納品した(4月～6月)。 令和3年度の検証実験の結果を踏まえ、2回目の検証実験を実施(6月～9月)するとともに、検証実験の結果を財務省に報告し、電子化ニーズに適切に対応するための意見交換を行った(10月)。 検証実験の結果を受けて、効率的かつ確実に電子化が可能な作業工程を確立した(令和5年3月)。 <p>ニ 一般競争入札への参加</p> <p>官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p>	<p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(1)	組織の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
給与水準の公表の有無	有	有	有	有	有				
(参考指標) 期末常勤役員数（フルタイム再任用職員を含む）		4,153人	4,197人	4,170人	4,116人			令和6年度末の常勤役員数の総数を原則、令和元年度末以下とする。	
(参考指標) 売上高人件費比率		41.4%	41.6%	42.4%	41.9%				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう留意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。</p>	<p>○適正な人員配置</p> <p>○組織の効率化（参考指標：期末常勤役員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）</p> <p>※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役員報酬・給与等について」中の「III 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。以下同じ。</p>	<p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)に伴う影響と合わせて、令和5年度から導入される定年延長及び職員の高年齢化の進展による今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、令和5年度に向けた人員計画を策定した(6月)。</p> <p>当該人員計画に基づき、令和5年度期首に向けて、業務量等に応じた適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織の改正を行った。</p> <p>また、再任用職員の希望調査、定年延長等の状況を踏まえつつ、将来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和6年度に向けての人員計画の策定に着手した(11月)。</p> <p>期末常勤役員数（フルタイム再任用職員を含む。）及び売上高人件費比率（注）の実績については、下表のとおりである。</p> <p>（注）売上高人件費比率＝人件費÷売上高</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>令和5年度から導入される定年延長及び職員の高年齢化の進展による大量退職が見込まれる状況において、業務の質を維持するため、設備投資や組織体制の見直し、また、業務量等に応じた人員配置を行うこと等による効率化を進め、人員数の抑制を図っている。</p> <p>令和4年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参酌しつつ、現行の給与水準を維持しており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。</p>

<p>② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p>	<p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続きラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準をホームページにおいて公表します。</p>	<p>○適正な給与水準の維持</p> <p>●給与水準の公表の有無</p> <p><評価の視点></p> <p>○「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、組織の効率化に向け取り組んだか。</p> <p>○適正な給与水準の維持に取り組んだか。</p>	<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末常勤役職員数（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和4年度末</td> <td>役員 7人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,760人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 349人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,116人 (3.31付け退職者の187人を含む。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和3年度末</td> <td>役員 7人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,823人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 340人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,170人 (3.31付け退職者の257人を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高人件費比率（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>42.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 令和4年度における国立印刷局役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員（以下「一般職給与法適用国家公務員」という。）の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が93.6（令和3年度：92.5）、研究職員が80.5（令和3年度：79.1）となり、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページで公表した（6月）。</p>		期末常勤役職員数（参考指標）	令和4年度末	役員 7人	一般職員 3,760人	フルタイム再任用職員 349人	合計 4,116人 (3.31付け退職者の187人を含む。)	令和3年度末	役員 7人	一般職員 3,823人	フルタイム再任用職員 340人	合計 4,170人 (3.31付け退職者の257人を含む。)		売上高人件費比率（参考指標）	令和4年度	41.9%	令和3年度	42.4%	<p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
	期末常勤役職員数（参考指標）																					
令和4年度末	役員 7人																					
	一般職員 3,760人																					
	フルタイム再任用職員 349人																					
	合計 4,116人 (3.31付け退職者の187人を含む。)																					
令和3年度末	役員 7人																					
	一般職員 3,823人																					
	フルタイム再任用職員 340人																					
	合計 4,170人 (3.31付け退職者の257人を含む。)																					
	売上高人件費比率（参考指標）																					
令和4年度	41.9%																					
令和3年度	42.4%																					

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(2)	業務の効率化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(参考指標) 経費率		88.7%	84.5%	85.4%	90.7%			令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。	
情報システム整備運用計画の策定の有無	有	有	有	有	有				
調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○	○	○	○	○				
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有	有	有	有	有				
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0件	0件	0件	0件	0件				
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達の実施（件数及び金額）		44件 9百万円	45件 9百万円	46件 10百万円	44件 9百万円			一般競争入札による実績 令和2年度 1件 3百万円 令和3年度 1件 3百万円 令和4年度 1件 3百万円	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。 また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）（注）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行います。 業務のデジタル化に向けてペーパーレス化に取り組むとともに、情報	○効率化に向けた業務の見直し ○業務の効率化の推進（参考指標：経費率（研究開発費除く）） ※経費率＝（売上原価＋販売費及び一般管理費－研究開発費）／売上高	(2) 業務の効率化について ① 経費率の低減及び情報システム関連機器の更新 イ 予算の適切な執行等によるコスト削減 令和2年度から令和6年度までの中期的な観点から設定した経費率（注1）の低減に向けて取り組んでいる。 可能な限りのコスト削減努力を行うため、予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各室・部及び各機関と連携・調整を図った。令和4年度の経費率は原材料費の高騰等により、90.7%となったものの、令和2年度から令和4年度までの実績平均値は86.9%となった（平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値は88.7%（注2））。	<評定と根拠> 評定：B 令和2年度から令和4年度の経費率については、令和4年度において予算執行に係る管理を適切に実施し、コスト削減に努めることにより、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を下回っている。今後も令和2年度から令和6年度までの低減目標達成に向け、予算執行管理を適切に行い、可能な限りのコスト削減に努めることとする。 策定した情報システム整備運用計画に

<p>る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>	<p>システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行います。</p> <p>(注) 経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高</p>	<p>●情報システム整備運用計画の策定の有無</p> <p>○業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新</p>	<p>(注1) 経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高</p> <p>(注2) 中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、当該期間における経費率の目標（令和2年度から令和6年度までの経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの実績平均値以下とする。）</p> <p>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等 情報システムの機能性・利便性の向上等を目的とした関連機器等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備運用計画を更新(8月)し、当該計画に基づき関連機器等の更新を行った。 なお、更新等した情報システムは、次のとおりである。 ・ 官報配信システム(5月)</p> <p>ハ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた対応 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、PMO(注3)によるプロジェクトに対する適時支援、情報システムのライフサイクル全体を見通した投資対効果等の評価を実施するとともに、評価方法の一部を見直し、情報システムの導入効果等に係る事後的な検証を追加するなど(令和5年2月)、情報システムの適切かつ効果的な整備及び管理を行った。</p> <p>(注3) PMO 国立印刷局における情報化を総合的かつ計画的に推進するとともに、国立印刷局における情報セキュリティを確保するための体制</p>	<p>基づき情報システム関連機器等の新設・更新を計画的に実施することにより、各情報システムの機能性・利便性の向上による業務の効率化・迅速化の推進を図っている。</p> <p>PMOによるプロジェクトへの適時支援及び情報システムのライフサイクル全体を見通した評価を行うことにより、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた適切かつ効果的な情報システムの整備及び管理に向け取り組んでいる。</p> <p>調達合理化については、合理化委員会による点検を受けつつ、着実に実施している。</p> <p>合理的な契約方式に変更した結果、各契約案件の当初提示額に対し価格交渉を行うことにより、経費の削減(合計515百万円)及び事務の合理化に寄与している。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、その結果に基づきマニュアルの改訂を行うなど、リスクの低減及び契約事務の適正化を推進している。</p> <p>一者応札・一者応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p>
<p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を</p>	<p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和4年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p>	<p>●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p> <p>●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p>	<p>② 調達等合理化計画の取組等 「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、ホームページで公表した(6月)。</p> <p>合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議(6月)を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検(6月)を受け、その点検結果をホームページで公表した(7月)。</p>	<p>一者応札・一者応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p>

<p>公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努める。</p>	<p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p>		<p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、「令和3年度調達等合理化計画の自己評価及び推進状況のフォローアップ」の実施状況について、合理化委員会において点検(6月)し、その点検結果を契約監視委員会に諮り了承された(6月)。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p> <p>(イ) 重点的な取組</p> <p>(合理的な契約方式による調達)</p> <p>A 技術審査を実施している原材料について、参入業者を拡大するため、技術審査に関する情報をホームページで恒常的に公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術審査情報の公表件数：60件(うち新たに公表した件数：12件) ・関係者への周知状況：電話等による周知67件 <p>B 技術審査を要しない原材料等の調達において、連続して契約相手方が同一となっている契約については、特定の二者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施し、応募者が二者であった契約について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で随意契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数：44件 ・当初提示額からの削減額：29百万円 <p>C 公募以外で随意契約とする案件については、その理由及び仕様内容を厳格に審査し、競争性のある契約に移行できないか検討し、競争性のある契約に移行することができない契約について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で随意契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数：118件 ・当初提示額からの削減額：486百万円 <p>(一者応札・応募等に係る取組)</p> <p>A 契約案件ごとに、入札参加申込期間の十分な確保、情報開示の取組等を行い、入札参加可能と思われる業者に声掛け等を行った結果、前回一者応札・応募であった13件の契約が二者以上の応札・応募となった。</p> <p>B 契約監視委員会において、新規の随意契約及び2か年度連続して一者応札・応募となった契約に関して点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった。(6月、12月)</p> <p>なお、審議概要については内部の手続を得てホームペー</p>	
--	--	--	---	--

		<p>●契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）</p>	<p>ジで公表した（7月、令和5年2月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の競争性のない随意契約案件：14件（6月：6件、12月：8件） ・2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約案件：89件（6月：57件、12月：32件） <p>（その他の取組）</p> <p>コストの削減効果（適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等）及び事務処理の効率化を考慮し、共同調達（11月：1件）及び一括調達（12月～令和5年3月：6件）を実施した。</p> <p>（ロ）調達に関するガバナンスの徹底 （随意契約等に関する内部統制）</p> <p>A 合理化委員会において、新たに随意契約を締結する案件及び契約監視委員会規則の基準に該当する契約監視委員会において審議する事項に関して点検を受けた結果、以下の審議事項等について了承された。（4月、6月、11月、12月、令和5年2月、令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の競争性のない随意契約案件（事前点検）：8件 ・新規の競争性のない随意契約案件（事後点検）：14件 ・2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約案件：89件 <p>（不祥事の発生の未然防止の取組）</p> <p>B 契約実務担当者として必要な知識・技能の付与、レベルアップを目的とした研修等を4回実施した（4月、9月、10月、12月）。</p> <p>C 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクについて、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約事務フロー点検表」として取りまとめ、本局及び各機関の契約担当部門に周知した（令和5年3月）。</p> <p>ロ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応</p> <p>（イ）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、「令和4年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定しホームページで公表した（10月）。新規中小企業者については、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への</p>	
--	--	--	---	--

<p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止に配慮しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>	<p>○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）</p> <p>○民間への業務委託の検討</p> <p><評価の視点></p> <p>○業務の効率化に対する取組（経費率の低減、情報システム関連機器の更新）が進んだか。</p> <p>○調達等合理化計画の取組を着実に実施したか。</p> <p>○民間への業務委託の検討を行ったか。</p>	<p>参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に取り組んだ。</p> <p>・契約金額：16,181 百万円</p> <p>(ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号)に基づき、「令和 4 年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホームページで公表する(4 月)とともに、障害者就労施設等から物品等の調達に取り組んだ。</p> <p>・契約件数：44 件(うち一般競争入札 1 件)</p> <p>・契約金額：9 百万円(うち一般競争入札 3 百万円)</p> <p>(ハ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応</p> <p>「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」(平成 24 年法律第 92 号)に基づき、母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組んだ。</p> <p>・契約件数：2 件</p> <p>・契約金額：32 千円</p> <p>③ 民間への業務委託の検討</p> <p>偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、既に民間への業務委託を実施している案件について、改めて取扱情報の確認、秘密情報の取扱いに関する委託業者への点検・確認を行うなど適正な業務委託の実施を図った。</p>	<p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
---	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
Ⅲ-1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)のうち、広告宣伝費及び運送費を除く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下	6,389百万円	6,722百万円	6,676百万円				令和3年度までの指標
販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)のうち、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下			5,859百万円	5,858百万円			令和4年度からの指標
経常収支率	100%以上	109%	108%	108%	105%			事業計画は104%以上
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効	Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			<評定と根拠> 評定：B

<p>率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p>	<p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。</p> <p>令和4年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。</p> <p>原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。</p> <p>行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実にを行います。</p> <p>なお、「経常収支率」は、104%を見込みます。</p> <p>また、「販売費及び一般管理費」について、効率的な使用に取り組みます。さらに、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう着実に取り組みます。</p> <p>(注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。</p>	<p>○原価管理の徹底等によるコスト削減</p> <p>○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理</p> <p>○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告宣伝費、②運送費、③情報システム関連経費、④①、②及び③を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う）</p> <p>●販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の</p>	<p>① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>イ 予算、収支計画及び資金計画の策定</p> <p>業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。また、令和4年度の事業活動の結果、営業利益は、3,163百万円となった。</p> <p>なお、予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。</p> <p>ロ 原価管理の徹底等</p> <p>原価管理については、原価管理システムを用いて、月次の原価計算を遅滞なく確実に実施することで、原価情報を迅速かつ正確に把握した。また、原価差異発生状況及び発生要因を分析し、各工場への原価情報の提供によりコスト意識を浸透させつつ、効率的な製造等に取り組み、費用の削減に努めた。</p> <p>さらに、コスト意識の更なる向上を図るため、中央技術系研修において、若年層に対し原価に関する講義（8月～9月）、また、関係職員に対する原価及び損益情報に関する教育研修（6月～9月）を行い原価管理に関する知識の付与を実施した。</p> <p>ハ 予算の執行管理の徹底</p> <p>中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向けて、計画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲内での執行に努めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。また、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の状況を逐一把握し、適切な進捗管理を行った。</p> <p>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費</p> <p>原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業103%、官報等事業118%となった。</p> <p>また、販売費及び一般管理費（研究開発費、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く。）について、四半期ごとにその状況を把握するとともに、各室・部と必要性の精査及び調整を徹底するなど効率的な執行に努めた結果、販売費及び一般管理費（研究開発費、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く。）は、5,858百万円となった（令和3年度実績額（5,859百万円））。</p> <p>経常収支率については、経常収入67,002百万円に対し、経常支出</p>	<p>業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。</p> <p>販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費、情報システム関連経費及び研究開発費を除く。）は効率的な執行に努めた結果、令和3年度実績額を下回っている。</p> <p>なお、採算性の確保を示す経常収支率については、修繕費等の経費の見直しにより、年度目標の100%以上及び事業計画における見込み104%に対して105%と上回っており、指標を達成している。</p>
---	---	--	---	---

<p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。</p>	<p>うち、上記④について、前年度以下に抑制</p> <p>●経常収支率（100%以上）</p> <p>●独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）</p> <p><評価の視点></p> <p>○事業別管理を行うことにより事業別収支等を的確に把握し、健全な財務内容の維持・改善が図られたか。</p> <p>○研究開発費、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く「販売費及び一般管理費」について、前年度以下に抑制したか。</p>	<p>63,791百万円となり、105%となった。</p> <p>② 財務内容の情報開示</p> <p>令和3年度の財務諸表について、財務大臣の承認（6月）後、遅滞なく、ホームページにおいて公表（6月）するとともに、独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、官報に公告した（7月）。</p>	<p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
---	--	---	--	---

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

令和4年度の当期純利益は3,256百万円であり、事業計画における予算に対して889百万円増加した。その主な要因は、技術調査や消耗品購入にかかる研究開発費の減等によるものである。なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価					
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		IV 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、180億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の約3か月分を見込んでいます。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 現時点では、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はありません。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	<p>VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。</p>		<p>該当はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：—</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>

4. その他参考情報
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(1)	内部統制に係る取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>平成27年4月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。</p> <p>国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統</p>	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造し、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法を始めとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の充実・強化に取り組みます。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>内部統制については、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方</p>	<p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施</p> <p>○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じ</p>	<p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>イ 内部統制の推進</p> <p>業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不断の見直しを行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B</p> <p>内部統制に係る取組については、業務方法書に定める内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。</p> <p>また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては、不断の見直しを行うとともに、関係部門間の情報共有、上</p>

		したか。 ○各種業務プロセスにつ いて、不断の見直しに取 り組んだか。		<課題と対応> 特になし。
--	--	--	--	------------------

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)				
特になし。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件	0件			

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価書
<p>(2) コンプライアンスの確保</p> <p>① コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。</p>	<p>(2) コンプライアンスの確保</p> <p>① 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を通じて、コンプライアンスに対する継続的な意識付けの徹底を図ります。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ります。これらを通じて、業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。また、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、法人文書管理の再徹底に引き続き取り組みます。</p>	<p>○コンプライアンス確保に向けた確実な取組</p> <p>○コンプライアンス違反発生時の的確な対応</p>	<p>(2) コンプライアンスの確保</p> <p>① コンプライアンスの確保に向けた取組</p> <p>イ コンプライアンスの確保に向けた取組</p> <p>リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度コンプライアンスに関する意識調査結果等について、解説を含めた資料として取りまとめ、各機関の管理監督者に対し説明会（オンライン）を実施し、管理監督者を通じて部下職員に周知を行った（6月）。 リスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官・工場の課長等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師によるオンライン研修を実施した（6月）。 コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講演会及び国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した（7月）。 各階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、作業長研修、副係長研修、監督者育成研修Ⅰ、監督者研修、管理者研修 6研修計11回実施）。 コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コン 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>コンプライアンスの確保に向けた取組については、意識調査及び座談会を実施し、職員への意識付けを行うなど、計画の着実な実施に取り組んでいる。</p> <p>法人文書管理に関するコンプライアンス確保のため、各種研修による法人文書管理に関する意識の啓発、法人文書監査の実施等、法人文書管理の再徹底に関する取組を確実に実施している。</p> <p>令和2年度に発生した国立印刷局職員による持続化給付金の不正受給を踏まえた再発防止策及びコンプライアンスの徹底・確保に向けた取組を確実に実施した結果、重大事象の発生はなく、コンプライアンスの確保に向けた改善が図られている。</p>

<p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、その取組状況を通貨当局に報告する。</p>	<p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、その取組状況を通貨当局に報告します。</p>	<p>●業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0件）</p> <p>○再発防止策の取組の確実な実施及び通貨当局への報告</p>	<p>プライアンス便り」等を作成・活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「コンプライアンス・ホットライン」（内部公益通報受付窓口を兼ねる。以下同じ。）について、窓口設置の趣旨、連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載(毎月)等を通じて、職員への周知徹底を図った。 ・ リスク・コンプライアンス統括責任者(担当理事)と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した(東京工場:10月)。 ・ コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した(11月)。 <p>ロ 法人文書管理の再徹底に向けた取組</p> <p>法人文書管理の重要性について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、その再徹底に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任の管理監督者に対して、制度、対応方法等の法人文書に関する研修を実施した(6月)。また、本局及び各機関の文書管理部門の職員に対して、文書実務の基本的事項についての実務研修を行った(9月)。さらに、機関長を含む管理監督者及び文書を取り扱う全職員を対象に研修を実施した(11月～令和5年2月)。 ・ 文書点検整理週間(10月～12月)における法人文書の廃棄に当たっては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の複数人が廃棄すべき文書を確認した。 ・ 本局及び各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文書の管理状況が適正であることを確認した(令和5年1月～2月)。 <p>なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は発生しなかった。</p> <p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組</p> <p>令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、取組状況を通貨当局に報告した(令和5年3月)。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <p>(サービス監察)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度のサービス監察の基本方針及びサービス監察計画を策定する 	
--	---	---	---	--

			<p>とともに、サービス監視業務を計画的に実施・推進するため、首席監視官付の職員として本局の専任者1名並びに研究所及び各工場の併任者9名を増員した（4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関の監視官等の中で、サービス監視の基本方針及びサービス監視計画、サービス監視業務等の知識を共有し、サービス監視業務を円滑に遂行するため、監視官等打合せ会を開催した（4月・10月）。 令和4年度サービス監視計画に基づき、監視官等が各機関を巡回し、管理者（定期監視対象者等）を対象にサービス監視体制、職員との個別面談及び定期監視の内容等について説明を行った（4月～5月）。 また、巡回説明に併せて、非違行為の発生防止に関する取組として、管理者を対象に令和3年度のサービス監視の実施状況及び若年層職員への指導等について首席監視官による講話を行った（4月～5月）。 職員の職場や私生活の実態を把握し、職員が日頃から留意すべき事項の再認識を図ることを目的に、53歳以下の職員（令和3年度実施者を除く。）を対象として、1,606名の職員との個別面談を実施した（5月～令和5年2月）。 部下職員のサービス管理及び問題点の把握状況並びに部下職員に対する指導状況を確認することを目的に、定期監視（予防監視）として、管理者（141名）を対象に面談を実施した（11月～12月）。 職員との個別面談及び定期監視の実施結果については、役員、本局各室部長及び各機関長と情報共有を図った（令和5年3月）。 <p>（コンプライアンスの遵守）</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス・ホットラインの周知徹底 コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載（毎月）等を通じて、職員への周知徹底を図った。 コンプライアンス意識の啓発 コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等において、業務外の内容も含めて作成し、職場ミーティング、研修等に活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。 令和3年度に作成したコンプライアンスの基本方針、コンプライアンス・ホットラインの連絡先等を記載した三角スタンドについて、継続して設置するとともに、コンプライアンス・ホットラインに関する連絡先等を記載した意識啓発ポスターを各職場に掲示した（7月）。 コンプライアンス週間の取組として、SNSでやってはいけないこと等をテーマに各職場で職場ミーティングを実施した。職場ミーティングの際には、コンプライアンスに関する唱和を実施し、コ 	
--	--	--	---	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスの確保に取り組んだか。 ○業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。 ○令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止に取り組んだか。 	<p>ンプライアンス意識の向上を図った。また、若年層職員等に対して、SNS等を利用した犯罪防止をテーマに、外部講師による講演会を行った（7月）。</p> <p>重大な非違行為案件等が発生した際に、職員の携帯電話等に対して注意喚起メールを一斉送信し、迅速かつ網羅的に注意喚起ができるように取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアルの改定 <p>国立印刷局コンプライアンス・マニュアル（令和2年8月第8版発行）について、近年社会問題となっているコンプライアンス違反に関する新たな事例の掲載等を行い、第9版として改定して全職員に配布した（8月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに関する職員意識調査の実施 <p>コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象に「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、各対策の取組の効果を確認した（11月）。</p> <p>また、当該職員意識調査の結果を集計・分析するとともに、令和5年度以降の取組に反映するため、関係部門と当該分析結果を共有し、改善すべき事項を整理した。</p> <p>（研修の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不祥事案件の再発防止に資するため、階層別研修において「不祥事防止」の科目を実施した。 ・ 若年層の職員に対してコンプライアンスの重要性を再認識させ、不祥事の防止を図ることを目的に「コンプライアンス意識向上研修」を各機関において実施した（10～12月）。 	<p>以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p> <p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策定及び見直し	有	有	有	有	有			
防災訓練計画の策定の有無	有	有	有	有	有			
防災訓練の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。</p>	<p>(3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。</p> <p>リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。</p>	<p>●リスクマップ等の策定及び見直し</p> <p>○リスクマネジメントの強化の取組</p>	<p>(3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① リスク管理の取組</p> <p>リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 潜在するリスクについて、部門ごとに業務フロー等を基にして把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は発生時の被害低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、リスクマネジメント実行計画を策定し、国立印刷局全体で管理した。 リスクマネジメント実行計画について、その取組状況を四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会で報告する（7月、10月、令和5年1月、令和5年3月）とともに、必要に応じて見直しを図り、令和5年度のリスク管理・コンプライアンス推進実施計画に反映した（令和5年3月）。 リスク事案発生時には、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情報共有を行うなど、確実に対応した。 	<p><評定と根拠> 評定： B</p> <p>業務フロー等を基に潜在リスクの把握及び評価を行い、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は被害低減のための実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。</p> <p>リスク事案発生時には、迅速に状況を把握及び報告するとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有等、確実に対応している。</p> <p>防災週間及び秋春火災予防週間において、各種防火防災訓練（延べ272件）を実施し、多数の職員が参加（延べ17,427人）するなど、職員の防災意識の高揚に取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、国立印刷局事業継続計画（地震等対応及び新型インフルエンザ等対応）の</p>

<p>② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行う。</p>	<p>② 地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行います。</p>	<p>●防災訓練計画の策定の有無</p> <p>●防災訓練の確実な実施（対計画100%）</p> <p>○BCMの適切な運用</p> <p>○感染防止策の確実な実施</p>	<p>② 防災管理の取組及び事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>イ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、モバイル機器を活用した報告訓練等の各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に実施した（8月～9月）。 各機関において、秋春火災予防運動週間の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練等の各種訓練を行うとともに、火災予防教育を実施した（11月、令和5年3月）。 <p>ロ 事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメントの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（地震等対応及び新型インフルエンザ等対応）等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに任命された管理監督者に対して国立印刷局の事業継続の概要について教育研修を行った（6月～7月）。 本局において、国立印刷局事業継続計画等で定めている各班を対象に被災からBCP発動までの一連の対応に係る各班の連携確認を目的とした机上訓練を実施した（9月）。 各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の確認・報告に係る事業継続に係る訓練を実施した（9月）。 本局及び東京工場において、内閣府と連携した緊急官報製造訓練を実施した（9月、令和5年2月）。 本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための参集訓練を実施した（10月）。 管理監督者と一般職員の役割に応じて国立印刷局事業継続計画に関する職員教育を実施した（9月）。 教育・訓練等の実施結果を踏まえ、国立印刷局事業継続計画の点検及び必要な見直しを行った（令和5年3月）。 <p>③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応</p> <p>理事長を本部長とする「感染症対策本部」を5回開催し、役職員の安全と健康の保持及び事業継続を目的とした新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底し、状況に応じた見直しを行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本局及び各機関において、職員に対する手指消毒、マスク着 	<p>点検及び必要な見直しを行うなど事業継続マネジメントの適切な運用を図っている。</p> <p>理事長を本部長とする「感染症対策本部」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、政府の要請等を踏まえた対応を図っている。</p> <p>また、職員から感染者を発生させないための事前対策及び感染者が発生した場合の二次感染防止策を適切に行い、国立印刷局の使命として実施しなければならない事務・事業の確実な遂行に取り組んでいる。</p>
--	--	--	---	--

		<p><評価の視点> ○リスクマネジメントの強化に取り組んだか。</p>	<p>用等の徹底、発熱等の症状が見られる職員への対応、在宅勤務、時差出勤の励行等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の新型コロナワクチン接種に当たっては、人事院指令に基づき職務専念義務免除の措置を継続した。 ・ 工場においては、職員が集中する食堂、更衣室等の分散使用を徹底し、特に官報の製造に際しては、国民に対する法令公布、公示等、日々の発行に支障を来してはならない性質の製品であることを踏まえ、作業室の分割や休憩時間の分散等による作業者間の距離を確保し、感染症対策を徹底するなど、適切な対応を継続した。 ・ 集合方式により実施する研修については、延期、中止又はオンライン方式へ変更し対応してきたところ、改刷に向けて万全を期す必要があることに加え、若年層職員に対する技能伝承の重要性等に鑑み、技術系研修等について、研修施設等における感染防止策を徹底した上で、集合方式で実施することに見直した。 ・ 工場見学については、令和4年2月から見学受入れを取り止めていたが、社会経済活動の正常化に向けた動きがあったことなどから、感染拡大防止策を徹底しつつ、再開した（7月）。 ・ 私用での海外渡航については、令和2年3月以降、自粛要請をしていたが、渡航先の状況を踏まえ、総合的に判断し渡航できるように見直した（10月）。 <p>以上の取組を踏まえ、国立印刷局事業継続計画（新型インフルエンザ等対応）の点検及び必要な見直しを行った（令和5年3月）。</p>	<p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	---	---

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(4)	個人情報の確実な保護等への取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件	0件	0件			

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。</p>	<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことにより、個人情報の漏えいを防止します。また、保有個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。</p>	<p>○個人情報保護及び情報公開への確実な取組</p> <p>●個人情報漏えいの発生件数(0件)</p> <p><評価の視点> ○制度内容の周知徹底や関係規程に基づく点検等により、個人情報の漏えい防止に取り組んだか。</p>	<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組</p> <p>イ 研修等の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機関において、関連規程に基づく自主点検を実施した(9月～11月)。 保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者及び実務担当者を対象として、リモート等による研修を実施した(6月～7月)。 なお、個人情報の漏えいはなかった(令和3年度:0件)。 <p>ロ 開示請求等への確実な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 34件の情報公開請求(令和3年度:27件)について、情報公開に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。また、保有個人情報に関する開示請求はなかった(令和3年度:0件)。 個人情報の保護に関する法律第5章第5節の規定に基づき、ホームページを通じて、匿名加工情報に関する提案の募集を行った(8月)。 	<p><評価と根拠> 評価:B</p> <p>個人情報の保護等に関する研修を行うとともに、自主点検を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>

		○情報公開請求等に対して適切に対応したか。		<課題と対応> 特になし。
--	--	-----------------------	--	------------------

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	有	有	有	有	有			
情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件	0件			
情報セキュリティ教育の実施	100%	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。</p>	<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。</p> <p>具体的には、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規則等の確実な運用及び情報セキュリティ対策推進計画の策定を行います。当該計画に基づき、外部から取得した情報の取扱いの再徹底を図るとともに、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保を図るた</p>	<p>●情報セキュリティ計画の策定の有無</p> <p>○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営</p>	<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>イ 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティの確保に関する規程等の確実な運用を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定（令和4年3月）し、当該計画に沿って、不正アクセスの防止等情報セキュリティの確保に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル統括アドバイザーを交えた CSIRT（注）定例会を毎月1回開催し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報を共有した。 （注）CSIRT 情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際又はその可能性を認知した際に、被害拡大防止や早期復旧等を行うための体制 内閣サイバーセキュリティセンターから得られた不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及び URL の遮断を適時実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェアに対して適時更新プログラムを適用し、国立 	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>情報セキュリティを確保するため、CSIRT 定例会の開催や、内閣サイバーセキュリティセンターからの情報に基づいた不審なメールアドレス及び URL の遮断の実施等、情報セキュリティ対策を着実に実施している。</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識、知識の向上に取り組んでいる。</p> <p>重大事象の発生防止を図るため、情報システムに対するリスク分析・評価を実施するとともに、情報システム監査細則に基づき監査を実施している。</p> <p>また、標的型攻撃メール訓練の実施等、</p>

	<p>め、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査等に取り組みます。</p> <p>また、情報セキュリティ対策推進計画に沿った教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p> <p>これらの取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p>	<p>●情報セキュリティ教育の実施（対計画 100%）</p> <p>●情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件）</p> <p>○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応</p> <p>※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう</p>	<p>印刷局ネットワークシステムにおける情報セキュリティの確保を図った。</p> <p>以上の取組の結果、外部からの不正アクセスを防止し、情報セキュリティの確保を図った。</p> <p>ロ 情報セキュリティ教育の実施</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、これに沿って、次のとおり教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を対象とした、情報セキュリティに関する基本事項等に関する教育（4月） ・ 情報システム管理担当者を対象とした、リスクアセスメント研修（6月） ・ ITトレーナー研修の受講者を対象とした、情報セキュリティの重要性を付与するための教育（8月、令和5年2月） ・ 全役職員を対象とした、デジタル統括アドバイザーによる情報セキュリティ講話（10月～12月） ・ LAN 管理者及び LAN 推進員を対象とした、情報セキュリティ等の必要な知識等を付与するための教育（12月） <p>ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生時の的確な対応</p> <p>重大事象の発生防止を図るため、情報システムのリスク分析・評価を実施するなど、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムにおいてリスク分析・評価を実施し、各情報資産に対して最適な管理策の見直し等を実施した（7月～9月）。 ・ 国立印刷局の情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認した（7月～8月）。 ・ 情報システム監査細則に基づき、IT推進部門と内部監査部門が連携し、国立印刷局ネットワークシステムの監査を実施（6月～8月）するとともに、情報システム監査責任者及びデジタル統括責任者へ監査結果を報告した（9月）。 ・ インターネットにより外部接続する国立印刷局ネットワークシステム（Web 会議システムを含む。）及び官報配信システムに対して、外部の専門業者によるぜい弱性検査を実施した（8月）。 ・ インターネットメール利用者に対して、訓練用の標的型攻撃メールを送信し、CSIRT 及び利用者・利用部門の双方において実際の不審メール受信時と同様の対応を行うことにより、不審メールへの適応力の強化に取り組んだ（12月）。 <p>以上の監査、点検、訓練等を実施し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策に取り組んだ。その結果、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は生じなかった。</p>	<p>情報セキュリティの更なる強化に向けた取組を推進している。</p>
--	--	--	--	-------------------------------------

		<p><評価の視点></p> <p>○政府機関等における情報セキュリティ対策に基づいた情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組むとともに、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施したか。</p>		<p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。</p>	<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。</p>	<p>○警備に関する計画の着実な実施及び見直し</p> <p>○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応</p> <p><評価の視点></p> <p>○警備に関する計画を着実に実施するとともに、外部要因による突発的な事件事故に対して対応を図ることができるよう、訓練を実施した</p>	<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、東京工場及び小田原工場の警備装置について、現状のアナログ式から高画質かつ監視機能の高いデジタル式へ更新を行った。</p> <p>外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るため、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練（机上訓練・実技訓練）等の防犯訓練を実施した。また、警備職員と外部委託警備員との連携状況の確認や所轄警察署と警備職員との合同防犯訓練を実施した。</p> <p>外部委託警備員等との連携状況の確認</p> <p>（10月：王子工場、令和5年1月：東京工場、小田原工場、彦根工場）</p> <p>所管警察署との合同防犯訓練</p> <p>（令和5年1月：小田原工場、令和5年2月：東京工場）</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>警備装置の更新については確実に実施している。</p> <p>防犯対応マニュアルを活用し、構内への不法侵入などを想定したシミュレーション訓練等の実施や警備職員と外部委託警備員との連携を強化することにより、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。</p> <p>また、所轄警察署との合同防犯訓練を実施し、警察との連携を確認した。</p> <p>以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>

		か。		
--	--	----	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	人事管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事管理運営方針の策定の有無	有	有	有	有	有			
研修計画の策定の有無	有	有	有	有	有			
研修計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>2. 人事管理</p> <p>組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に進むよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、こ</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>人事管理運営方針に基づき、限られた人的資源で業務運営の機能や効果を最大限発揮させるよう、質の高い人材の確保やその育成に取り組めます。</p> <p>具体的には、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に進むよう、採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組めます。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。</p> <p>さらに、職員の人材育成を図るため、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の</p>	<p>●人事管理運営方針の策定の有無</p> <p>○計画的かつ着実な人材確保、人材育成</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>(1) 人事管理運営方針の策定等</p> <p>限られた人的資源で、業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として策定した国立印刷局人事管理運営方針（以下「人事管理運営方針」という。）に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。</p> <p>イ 人材の確保</p> <p>多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用選考活動時期については、政府及び一般社団法人日本経済団体連合会による就職・採用活動に関する要請事項を踏まえ、令和4年3月から採用に係る広報活動を実施するとともに、6月から選考試験を実施した。 ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用により広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。 令和5年度期首に向けた求人活動として業務説明会及び合同企業説明会については、昨年度と同様にWeb説明会及び感染拡大防止対策を施した上で対面説明会を実施した(令和4年3月～4月)。 採用面接については、感染拡大防止策、受験者の移動時間の 	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の要請に沿った採用選考活動を行っている。</p> <p>また、民間企業が主催する企業紹介イベントへの参加や大学が主催する Web 企業説明会へも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局を PR する機会の拡大を図り、広く求人活動を実施している。</p> <p>「働き方改革」等の趣旨を踏まえ、職務能力の一層の向上に資するため、長時間労働の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵抗なく制度を利用できるよう職場風土の醸成に努めている。</p>

<p>れらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上に資する研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>		<p>削減及び交通費の負担軽減を図る観点から、一次面接をWebで実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル人材の確保に向けて国家公務員試験に新設されたデジタル区分（総合職）の合格者に個別に連絡を取り、国立印刷局の業務案内を行い、応募を促した（2名採用）。また、将来の国立印刷局を担うIT・セキュリティ知識を有する人材の拡充及びその他職員の情報リテラシーの向上を目的に、「デジタル人材確保・育成に係る基本方針」を策定した。 令和6年度期首に向けた求人活動については、令和5年度卒業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学や民間企業等の情報収集に努めるとともに、有為な人材の確保を図るため、大学主催の企業説明会に参加した（10月～令和5年2月）。 民間企業主催の企業紹介イベントについては、大学卒を対象として、11月に対面合同説明会、令和5年3月にはWeb合同説明会に参加した。なお、説明動画のアーカイブについては、主催企業のサイト及びホームページから視聴できるようにした。 民間企業主催の高専卒を対象としたWeb業務説明会に参加した（12月）。 若年層の多くが利用している SNS を通して幅広く情報発信を行うため、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局ツイッターにおいて、国立印刷局の採用情報について紹介した。 <p>ロ 適材適所の人事配置</p> <p>勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、令和5年度期首において適材適所の人事配置を行った。</p> <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、特別支援学校に対し求人活動を行った（6月）。</p> <p>また、監督者を対象に、障害者の適切な受入れ及び対応方法を習得するための「聴覚障害の基礎知識」に関する研修を実施した（6月、7月）。</p> <p>（障害者雇用率3.17%（令和4年6月1日現在）、参考：法定雇用率2.6%）</p> <p>ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が進めている「働き方改革」、「ワークライフバランス」及び「新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式」を推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、多様で柔軟 	<p>研修計画については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部研修計画の実施方法等の見直しを図ることにより、研修計画に定めた全ての研修を確実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。</p>
--	---	--	--	---

		<p>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施</p>	<p>な働き方が可能となるよう本局において、始業時間の選択肢を増やす時差出勤の取組を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる働き方改革を推進し、生産性の高い働き方を実現するための政府の方針を受け、令和4年1月から本局職員（東京都港区虎ノ門地区の勤務者）のうち、育児、子育て、介護、妊娠等の特別な事情がある職員を対象に導入した在宅型テレワークの対象者について、当該地区の勤務者全員に拡大する制度改正を行った（令和5年3月）。 ・ 長時間労働の是正に向けた本局における取組として、一斉定時退場日を設定（水曜日）するとともに、毎日、勤務終了時刻10分前に定時退場を呼びかける放送を行った。また、一斉定時退場の取組の更なる推進を図るため、定時退場日に管理者に毎週メール送信するとともに、係・チーム員全員が定時退場する原則月1回の完全定時退場日を設けその実施状況の確認を行うなど、部下職員が退場しやすい環境作りに向けて取り組んだ。 ・ 年5日の年次有給休暇の確実な取得に資するため、四半期ごとに取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフィードバックすることにより年休の取得促進を図った。 ・ 子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進しており、44名（75.9%）が取得した。平均取得日数は86.9日であった。 <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）において設定した目標（採用者に占める女性の割合35%以上）の達成に向けて採用活動を進め、令和5年4月1日付け新規採用予定者109名（専門職採用を除く。）に占める女性の割合は、約42%（46名）となった。</p> <p>また、令和5年4月1日現在における管理的地位（注）の女性職員の割合は、3.7%となった。</p> <p>その他、女性の活躍推進のため、上司に求められる役割について再認識を促す「女性活躍推進研修」（5月・9月）、女性職員のキャリア形成に関する知識を付与し今後のステップアップに向けた動機付けを図る「女性職員キャリアサポート研修」を実施した（5月）。</p> <p>また、製造部門の女性作業長に対し、リーダーの立場や役割を再認識させ、リーダーに必要な能力・スキルを習得させるための「女性リーダーネクスト研修」を実施した（5月）。</p> <p>（注）管理的地位</p> <p>第5次男女共同参画基本計画における成果目標に掲げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職（国立印刷局の工</p>	
--	--	---	--	--

		<p>●研修計画の策定の有無</p> <p>○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p> <p>●研修計画の確実な実施 (対計画100%)</p> <p><評価の視点></p> <p>○採用活動を計画的に進めるとともに、適材適所の人事配置に取り組んだか。</p> <p>○政府が進めている「働き方改革」を踏まえた、労働時間の適切な管理に取り組んだか。</p>	<p>場における部長相当職以上)</p> <p>(2) 研修計画の策定等</p> <p>「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画(以下「研修計画」という。)を令和4年3月に策定したが、感染拡大防止策のため、集合方式により実施を予定していた中央研修は、4月から延期又はオンライン方式に変更した。その後、政府の基本的対処方針の一部が緩和されたことに伴い、延期又はオンライン方式に変更していた中央研修について、8月から集合方式により実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び技術を付与するための階層別研修については、新規採用職員等研修を含め、オンライン方式を含め22件実施した。 技能人材に求められる知識及び技術を付与するための技術系研修については、8月から集合方式により再開し5件実施した。 それぞれの職種に応じて求められる専門的な知識及び技術を付与するための職種別研修については、オンライン方式を中心に21件実施した。 外部派遣研修については、高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内の大学に職員を派遣した。 <p>以上の取組により、研修計画どおり68件の中央研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動について、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、10月に本局において業務改善活動発表会をリモートにより開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った(11月)。 優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞(注)が2名に授与された(4月)。 <p>(注) 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの。</p>	<p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	---	---

		○研修などを通じて計画的な人材育成を行ったか。		
--	--	-------------------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>令和4年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p>		<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>(1) 設備投資計画の着実な実施</p> <p>設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>イ 設備投資委員会における審議</p> <p>設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証、設備投資の進捗状況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに、理事会に報告するなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p> <p>ロ 設備投資計画の検証・見直し</p> <p>設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会（9回開催）等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。</p> <p>設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況を集約し、関係部門に対し情報提供を行った。</p> <p>1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において報告した（5月、9月、11月、令和5年2月）。</p> <p>ハ 設備投資計画に対する実績</p> <p>設備投資額は、受入年度変更等により、10,396百万円となり、計画額12,722百万円に対して2,326百万円下回った。</p> <p>この要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導</p>	<p><評価と根拠> 評価： B</p> <p>設備投資の進捗状況を定期的に検証するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導体不足の影響により、納期を延長せざるを得なかったこと等により、設備投資計画に対し2,326百万円下回っている。</p>

体不足により、入退室管理装置更新（465 百万円）や製造部門におけるペーパーレスシステム新設（209 百万円）の納期を延長せざるを得ない状況となったこと等によるものである。

なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。

件名	機関	台数
諸証券製造設備	王子工場	一式
貼付機	東京工場	1 台
	小田原工場	1 台
	彦根工場	1 台
銀行券検査仕上機	東京工場	1 台
	小田原工場	1 台
	静岡工場	1 台
	彦根工場	1 台
銀行券凸版印刷機	東京工場	1 台
官報配信システム	東京工場	一式
銀行券印刷機改造	東京工場	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
	彦根工場	一式
インキ製造設備	東京工場	1 台
	小田原工場	3 台
困障警戒装置	東京工場	一式
	小田原工場	一式
銀行券凸版印刷機改造	東京工場	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
	彦根工場	一式
銀行券検査仕上機改造	東京工場	一式
	小田原工場	一式
	彦根工場	一式
変圧設備改修	岡山工場	一式

(2) 令和 5 年度設備投資計画の策定

令和 5 年度設備投資計画（中期を含む。）については、本局各室・部及び各機関からの資料の提出を受け（8 月）、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した（令和 5 年 2 月）。

<評価の視点>

- PDCAサイクルによる適切なマネジメントは行われたか。
- 設備投資計画は着実に実施されたか。

以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応>
特になし。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

令和4年度の施設及び設備に関する計画については、諸証券製造設備、貼付機など、当初の計画案件を着実に実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導体不足の影響等不測の事態が生じたため、入退室管理装置更新や製造部門におけるペーパーレスシステム新設の受入年度を変更したこと等により、計画に対して2,326百万円下回ったが、設備投資に当たって、計画段階や実施段階における精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務棟に係る未使用権利床の国庫納付			○					

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>3. 保有資産の見直し</p> <p>① 豊島敷地及び豊島宿舎について、処分に向けて取り組む。</p> <p>② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進める。</p> <p>③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 豊島敷地及び豊島宿舎について、処分に向けて取り組みます。</p> <p>② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。</p> <p>③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休</p>	<p>○豊島敷地及び豊島宿舎の処分に向けた着実な取組</p> <p>○王子工場再編に向けた着実な取組</p> <p>○その他の保有資産の不断の見直し</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 豊島敷地及び豊島宿舎の処分に向けた着実な取組 豊島敷地及び豊島宿舎については、地方自治体から取得の要望がなかったことから、一般競争入札による売却に向けて、PCB残留調査を実施し、残留がないことを確認した（令和5年1月）。また、鑑定評価業務委託を実施し不動産鑑定評価書を得る（令和5年2月）など、処分に向けた手続を着実に進めた。</p> <p>② 王子工場再編に向けた着実な取組 東京都北区と締結した協定書を踏まえ、北区との共存共栄を前提とした協議を定期的実施するとともに、工場再編に向け、工場機能を集約する新棟建築を着実に進めるため、「東京都環境影響評価条例」に基づく環境影響評価書や事後調査計画書の提出（4月・7月）など東京都との各種手続を着実に進めた。 新棟建築に向けた既存建物解体工事を前に「東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱」に基づいた住民説明会を実施し、工事を開始した（10月）。また、工事開始後、事後調査計画書に基づき、環境影響調査等を開始した（10月）。</p> <p>③ その他の保有資産の見直し ・ 赤羽宿舎竣工（令和3年10月）に伴い、令和4年3月に廃止した都内の10か所の宿舎については、固定資産税の手続に係る官公署への届出（4月～5月）を完了した。また、廃止後の宿舎につい</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 豊島敷地等については、処分に向けた手続を着実に進めている。</p> <p>王子工場再編に向けて、北区との協議を定期的実施するとともに、工場機能の集約に向けた新棟建築を実施するための住民説明会などを適切に実施し、工事を開始している。また、環境影響評価についても着実に進めている。</p> <p>廃止した宿舎については、関係各所への届出、連絡や近隣住民からの問合せに迅速に対応している。また、定期的に点検を行い、適切な管理に努めている。</p> <p>小田原工場集水路敷地の残地については、譲渡に向けて小田原市との協議を継続している。</p>

<p>果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p><評価の視点> ○豊島敷地及び豊島宿舎について、処分に向けた取組を進めたか。 ○王子工場について、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書を踏まえ、工場再編に向けた対応を進めたか。 ○保有する資産について、不断の見直しを行い、見直しの結果、遊休資産が生じる場合には、将来必要となるものを除き、国庫への貢献を行ったか。</p>	<p>ては、異常の有無を定期的に点検を行うなど適切に管理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び令和2年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原 855番2外及び下川原 596）の残地については、譲渡に向けて小田原市と協議した（7月、令和5年1月）。 	<p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
---	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報 （予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(1)	労働安全の保持		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%		
重大な労働災害の発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件		

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>4. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づき、危険予知に関する教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p>	<p>●職場環境整備に資する計画の策定の有無</p> <p>●職場環境整備に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る)</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（令和4年3月）し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取り組んだことにより、計画に対する実施率は、100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 法令の遵守等の取組状況</p> <p>労働安全衛生法などの法令改正状況について適宜確認し、法令の遵守に取り組んだ。この一環として労働安全衛生規則等の改正（令和5年4月1日施行）に基づき、令和5年度から新たな化学物質規制が導入されることから、その改正概要及び該当物質を取り扱う製造現場において遵守すべき事項を取りまとめ、各機関に周知徹底を図った（令和5年2月）。</p> <p>ロ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>計画に基づき、法令遵守の取組や安全衛生教育の実施などに確実に取り組んでいる。また、全国安全週間等の取組を着実に実施するとともに、安全作業基準の読み合わせ、リスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。</p>

			<p>育を実施（4月）するとともに、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第60条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施（5月～6月）し、必要な知識と安全動作の習得に資する安全教育を繰り返し実施した。</p> <p>また、労働災害が発生するリスクが高くなることが想定される人事異動時、災害発生時及び長期休業前後などの機会を捉えてその都度、労働災害防止のための各種啓発や注意喚起を行った（4月、5月、6月、8月、9月、12月、令和5年3月）。</p> <p>さらに、労働災害防止の取組として安全衛生担当理事及び各機関長等の連名により、全職員に対して労働災害防止に向けたメッセージを発信し、職員の安全に対する意識の高揚を図った（12月）。</p> <p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。 ・ 化学物質リスクアセスメント（注1）については、労働安全衛生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に基づき、保護具の着用などの対策を立案・実施した。 なお、健康被害の発生はなかった。 <p>（注1）化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全機関で特別安全点検（注2）を実施し（4月～9月）、製造設備における危険有害要因の洗い出しを行い、その要因に対して安全対策措置を実施した（10月～令和5年3月）。 ・ 国立印刷局で過去に発生した災害事例を基に、全職員を対象にKYT（危険予知トレーニング）を実施した（4月、6月、8月、10月、12月）。 ・ 危険感受性の更なる高揚を図るための取組として、バーチャルリアリティ技術を応用した危険体感型の安全教育を企画し、全機関において実施した（9月～令和5年1月）。 ・ 転倒災害の発生状況を踏まえ、全機関において転倒災害の防止に向けた意識啓発を実施（9月）するとともに、自身の身体能力を自覚させ、その変化に気づきを促すことにより安全意識 	
--	--	--	--	--

		<p>●重大な労働災害の発生 件数（0件）</p> <p>○労働災害の発生状況</p> <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p>	<p>を高め、転倒予防につなげる転倒災害予防研修を全機関において実施した（12月～令和5年2月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生点検（注3）の実施（毎月）に加え、全国安全週間（7月）の取組として、リスクアセスメント研修や安全作業基準の読み合わせなど安全衛生に関する教育を実施した。全国労働衛生週間の取組として衛生点検（注4）を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った（10月）。また、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間においては、年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した（令和5年3月）。 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的な見直しを実施した。 <p>（注2）特別安全点検 自職場内及び当該職場以外の第三者視点により不安全作業等を抽出することで、複合的な視点から潜在的な問題点、改善点等を洗い出す点検</p> <p>（注3）安全衛生点検 各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検</p> <p>（注4）衛生点検 各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検</p> <p>ホ 労働災害の発生状況</p> <p>計画等に基づき各種取組を実施し、重大な労働災害の発生はなかったが、休業4日以上労働災害が4件発生した。</p> <p>事案の概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 印刷機のステップから降りる際に足を踏み外して転倒し、左手、左足、腰椎を骨折した（6月）。 作業開始前、更衣室へ向かうために階段を下りていたところ、階段を踏み外して転倒し、左足を骨折した（8月）。 作業室内で歩行中に足がもつれ、つまずき顔面を什器備品に打ち付けるとともに、倒れる際、右膝を着き、鼻、右膝を骨折した（9月）。 巻取用紙を包装するため、回転させたところ、巻取用紙に指を挟まれ、右手中指を負傷した（10月）。 <p>これら4件の労働災害については、発生した工場において、速やかに発生状況、発生原因、再発防止策を取りまとめるとともに、必要に応じ物的対策を講じたほか、安全ミーティングや危険予知教育を実施し、労働災害の再発防止に取り組んだ。</p>	
--	--	--	---	--

		<p><評価の視点></p> <p>○職場環境整備に資する計画を策定の上、当該計画に定める安全教育・活動等に係る項目を確実に実施し、重大な労働災害の発生を防止したか。</p>	<p>なお、災害事例については、各機関において情報を共有し、類似災害の発生防止に取り組んだ。</p>	<p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(2)	健康管理の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
定期健康診断の受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) 健康管理の充実</p> <p>健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。</p>	<p>(2) 健康管理の充実</p> <p>健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率 100% を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実に取り組みます。</p>	<p>●健康管理に資する計画の策定の有無</p> <p>●定期健康診断の受診率 (100%)</p> <p>●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)</p>	<p>(2) 健康管理の充実</p> <p>安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(令和 4 年 3 月)し、これに沿って重点実施事項に確実に取り組んだ。これにより、計画に対する実施率は、100% となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 定期健康診断の実施状況</p> <p>全職員を対象とした一般定期健康診断(年 1 回)については、対象者 4,149 名全員に対し実施した(受診率 100%)。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特殊健康診断(年 2 回)については、対象者 2,534 名全員に対し実施した(受診率 100%)。</p> <p>ロ 健康指導等の実施状況</p> <p>(イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象に、産業医による面接指導等を実施した(実施率 100%)。また、経過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した(実施率 100%)。 労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員に対 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特殊健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。</p> <p>ストレスチェックのほか、各機関において生活・就業環境に変化のあった職員を対象とした面談を継続実施することにより、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる。</p> <p>長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員(51 人)のうち 25 人(49%)の職員が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政府や一般職国家公務員の</p>

		<p><評価の視点> ○健康管理に資する計画を策定の上、定期健康診断を確実に実施するとともに、当該計画に定める健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目を確実に実施したか。</p>	<p>して産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した（実施率 100%）。</p> <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。 ・ 職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により 30 日以上長期休業した職員（以下「長期休業職員」という。）に対し、産業医による面談を実施（実施率 100%）し、当該職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行った。 ・ 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した（実施率 100%）。 ・ 労働安全衛生法令に基づき、全職員に対するストレスチェックを実施した（実施率 100%）。また、その結果に応じて、産業医による面談を実施した。 <p>(注) 職場復帰支援プログラム 長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p> <p>ハ その他 役職員への新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、感染症対策委員会を設置し、基本的な対策として、職員に手指消毒、検温、咳エチケットを励行するとともに、職員の日々の健康状態を確認し、り患疑いのある職員を自宅待機させる等の対応を図った。 また、政府の方針や感染状況を踏まえ、り患者等の健康観察期間や報告に係る事務手続の変更等について、適時適切に対応した。</p>	<p>対応を踏まえ、迅速かつ確実に実施している。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(3)	職務意識の向上・組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。</p>	<p>(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。</p>	<p>○役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組</p>	<p>(3) 職務意識の向上・組織の活性化 イ 各部門における密なコミュニケーションの取組 職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で役員間、役職員間及び各部門間における密なコミュニケーションを図ることにより、職務への相互理解を深めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認識統一を図るとともに、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じて、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その背景や目的も含めて職員に伝達し、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。 各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図ることにより、組織内において相互理解を深めた。 さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含めて、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会、定期開催による理事長及び理事による打合せ会において把握し、確実な達成に向けて取り組んだ。 コンプライアンスに関する職員意識調査の結果及び報告・相談等に関する教育資料等を活用し、各機関における小集団（チーム・作業単位）によるミーティングを通じてコミュニケーシ 	<p><評定と根拠> 評定： B 職務意識の向上・組織の活性化については、理事会等の各種会議、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・課題解決への取組、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた取組、コンプライアンスに関する職員意識調査・座談会などを通じて役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図り、更なる職務に対する意識の向上及び組織の活性化を図っている。</p> <p>令和3年度に新たに策定した経営理念については、ポスター等を活用しつつ研修、説明会、ミーティング等を通じて各階層の職員へ周知を行い、更なる浸透定着に向けて取り組んでいる。</p>

		<p><評価の視点></p> <p>○役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有に取り組んだか。</p> <p>○役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を果たせるよう、役職員の職務に対する意識の向上や組織の活性化に資する取組を実施したか。</p>	<p>ョンを図ることにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化に努めた（6月～9月）。</p> <p>ロ 経営理念の浸透定着</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に改定した経営理念の浸透定着を図るため、各機関の副係長クラスを対象に説明会を実施した。また、ミーティング等を通じて部下職員に伝達共有を図った（8～10月）。 中央階層別研修等を活用し、幅広い階層に浸透定着を図った（6月、7月、9月、10月、令和5年2月）。 コンプライアンスに関する職員意識調査の実施に合わせ、経営理念の職員への浸透状況を把握した（10月）。 <p>ハ 内部統制の推進による取組（「VII. (1) 内部統制に係る取組」参照）</p> <p>ニ コンプライアンスの確保による取組（VII. (2) コンプライアンスの確保）参照）</p>	<p>以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	---	---

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-6	環境保全		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
環境保全計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
温室効果ガスの削減	平成17年度比24%減	30.9%減	28.1%減	30.4%減	29.3%減			
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標: 6,324 t] 5,742 t	[目標: 6,222 t] 6,220 t	[目標: 6,219 t] 6,795 t				令和3年度までの指標
廃棄物排出量の抑制	平成24年度比103%以下				85.8%			令和4年度からの指標
再資源化可能な廃棄物の再資源化	100%				100%			令和4年度からの指標
ISO14001認証の維持・更新	100%	100%	100%	100%	100%			
環境報告書の作成、公表の有無	有	有	有	有	有			

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>5. 環境保全</p> <p>製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の</p>	<p>6. 環境保全</p> <p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)等を踏まえた環境保全計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の確かな導入を進め、令和4年度の温室効果</p>	<p>●環境保全計画の策定の有無</p> <p>●環境保全計画の確実な実施(対計画100%)</p>	<p>6. 環境保全</p> <p>環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画(以下「計画」という。)を策定(令和4年3月)し、当該計画に基づき環境マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施したことにより、計画に対する実施率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(1) 環境法規制の遵守</p> <p>環境関連法令等の確実な遵守のため、「環境関連法令等各種届出・申請等一覧表詳細」及び「特定施設(設置・変更)届出表」の</p>	<p><評定と根拠> 評定:A</p> <p>温室効果ガス排出量については、空調機の更新やLED照明器具の採用など計画的に設備投資を実施している。さらに、新様式券の製造に伴い事前の検証や製造条件を早期に確立するなど、円滑に製造を開始したことなどにより、目標(平成17年度比24%減)を120%以上達成となる29.3%の削減となっている。</p>

<p>維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。</p>	<p>ガス排出量を、平成17年度と比較し、24%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の抑制については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和4年度の廃棄物排出量を平成24年度と比較し、3%の増加に抑制するとともに、再資源化可能な廃棄物の100%再資源化に取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証</p> <p>●温室効果ガスの削減(平成17年度比24%減)</p> <p>●廃棄物排出量の抑制(平成24年度比103%以下)</p> <p>●再資源化可能な廃棄物の再資源化(100%)</p> <p>●ISO14001認証の維持・更新</p>	<p>点検・更新等を行い(10月)、各機関における遵守状況の調査を実施した(令和5年1月)。その結果、環境関連法令等の遵守が確実に行われていることを確認した。</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量の削減</p> <p>温室効果ガス排出量の削減につながる設備投資について、環境への影響の検証を行うなど事前確認を実施し、設備投資計画に反映した。</p> <p>また、空調機の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入に努めた。特に照明器具のLED化については、令和12年度までに100%更新することとしたことから、令和4年度においても計画的に更新を行った。</p> <p>さらに、令和4年度は、新様式券の製造に伴い、新たな偽造防止技術の採用などにより、エネルギー使用量の増加が見込まれたものの、製造前の事前検証を計画的に進め、製造条件を早期に確立し、円滑に製造を開始したことなどにより、温室効果ガス排出量は36,837t-CO2となり、基準年度である平成17年度排出量(52,086t-CO2)に対し29.3%(15,249t-CO2)の削減となった。</p> <p>加えて、令和12年度の削減目標達成に向けた計画を策定するとともに、ホームページで公表した(3月)。</p> <p>(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物排出量の抑制</p> <p>資源使用量については、新様式券の製造に伴い原材料を追加したものの、製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用などを継続して実施することにより、引き続き使用量の抑制に努めた。</p> <p>廃棄物排出量については、排水処理設備を更新したことに伴い、製紙工程において発生する紙料スラッジや汚泥を、令和3年度比で約260t削減したほか、印刷工程で発生した損紙屑の売払いについて、既存の取引業者と対象機関を拡大するなどの調整を行い、売払い量を拡大したことなどにより、令和3年度比で約300t削減した。</p> <p>これらの結果、廃棄物排出量は6,278tとなり、令和3年度排出量(6,795t)から517t削減となり、基準年度である平成24年度排出量(7,316t)に対し85.8%となった。</p> <p>なお、廃棄物のうち、廃プラスチック等の再資源化することが可能な廃棄物について、売払い等により100%再資源化した。</p> <p>(4) ISO14001認証の維持・更新</p> <p>ISO14001(注)認証について審査を受審し、次のとおり認証の維持・更新を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持 研究所・東京工場・王子工場・静岡工場・彦根工場 	<p>廃棄物排出量については、資源使用量抑制の取組に加え、設備更新により汚泥を削減するなど廃棄物の発生を抑制するとともに、損紙屑のリサイクル化にも引き続き取り組み、削減目標を達成している。また、再資源化可能な廃棄物については売払い等により100%再資源化している。</p> <p>ISO14001認証審査において、認証を維持・更新することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に積極的に取り組んだ結果である。</p> <p>国立印刷局における環境保全に係る取組を広く情報発信するため、毎年度継続的に「環境報告書」を作成し、公表している。</p>
--------------------------------	---	---	---	--

		<p>●環境報告書の作成、公表の有無</p> <p><評価の視点> ○環境保全と調和の取れた事業活動を遂行するため、温室効果ガス排出量の削減など政府の方針に沿った環境保全に関する計画を策定し、着実に実施したか。</p>	<p>・ 更新 小田原工場・岡山工場</p> <p>(注) ISO14001 企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p> <p>(5) 環境保全に関する啓発活動の推進 各機関において、環境月間の取組として、環境保全に対する意識を高めるための教育を行った(6月)。 令和3年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2022」として作成し、ホームページで公表した(9月)。</p>	<p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち「温室効果ガスの削減」について120%以上達成するとともに、他の定量的な数値目標も達成したことに加え、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-7	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	7. 積立金の使途 「独立行政法人国立印刷局法」(平成14年法律第41号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		7. 積立金の使途 該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

別表

令和4年度予算及び決算

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入								
業務収入	60,897	61,364	11,602	11,849	-	-	72,499	73,213
その他収入	-	-	-	-	433	564	433	564
計	60,897	61,364	11,602	11,849	433	564	72,932	73,777
支出								
業務支出	45,163	45,554	6,595	7,020	10,511	10,570	62,270	63,145
人件費支出	27,007	27,152	4,212	4,257	5,028	5,182	36,246	36,590
原材料支出	7,519	9,067	334	426	-	-	7,854	9,493
その他業務支出	10,637	9,336	2,050	2,338	5,482	5,388	18,169	17,061
施設整備費	17,582	15,520	1,031	1,001	796	254	19,410	16,775
計	62,746	61,074	7,626	8,021	11,307	10,824	81,679	79,920

注1) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和4年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
収益の部								
売上高	55,361	55,786	10,547	10,772	-	-	65,908	66,558
営業外収益	-	-	-	-	415	444	415	444
特別利益	-	-	-	-	-	82	-	82
計	55,361	55,786	10,547	10,772	415	526	66,323	67,084
費用の部								
売上原価	45,552	46,159	7,231	7,277	-	-	52,783	53,436
販売費及び一般管理費	3,120	2,976	721	861	6,927	6,122	10,768	9,959
営業外費用	-	-	-	-	405	397	405	397
特別損失	-	-	-	-	-	36	-	36
計	48,672	49,134	7,952	8,138	7,332	6,556	63,956	63,828
当期純利益	6,689	6,652	2,595	2,634	△6,916	△6,029	2,367	3,256
当期総利益	6,689	6,652	2,595	2,634	△6,916	△6,029	2,367	3,256

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和4年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
資金収入	60,922	63,702	11,607	11,608	49,808	47,405	122,338	122,715
業務活動による収入	60,922	63,702	11,607	11,608	175	203	72,704	75,514
業務収入	55,384	57,911	10,552	10,553	-	-	65,936	68,464
その他収入	5,538	5,791	1,055	1,055	175	195	6,768	7,041
補助金等収入	-	-	-	-	-	9	-	9
投資活動による収入	-	-	-	-	-	95	-	95
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-
前期よりの繰越金	-	-	-	-	49,634	47,107	49,634	47,107
資金支出	63,828	62,301	8,167	8,104	10,657	30,751	82,652	101,156
業務活動による支出	46,575	46,441	6,661	6,948	9,991	9,725	63,228	63,113
原材料支出	6,665	7,468	303	412	-	-	6,968	7,880
人件費支出	26,881	27,041	4,132	4,036	4,732	4,725	35,745	35,801
その他支出	13,030	11,932	2,226	2,499	5,260	5,000	20,515	19,432
投資活動による支出	17,252	15,860	1,506	1,156	665	21,027	19,424	38,043
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	39,686	21,559

注1) 当法人は、翌年度への資金を一括して繰り越しているため、翌年度への繰越金を法人全体に計上しています。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和4年度事業別営業収支率

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業	官報等事業	合計
売上高	55,786	10,772	66,558
営業費用	54,266	9,129	63,394
売上原価	46,159	7,277	53,436
販売費及び一般管理費(事業別)	2,976	861	3,836
販売費及び一般管理費(法人共通)	5,132	991	6,122
営業利益	1,520	1,643	3,163
事業別営業収支率(%) (売上高÷営業費用)	103%	118%	-

注1) 財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の販売費及び一般管理費を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値です。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和4年度施設及び設備に関する計画及び実績 (単位：百万円)

区 分		計画額	実績額
施設関連	製紙部門	453	302
	印刷部門	1,533	494
	共通部門	484	330
	小計	2,470	1,126
設備関連	製紙部門	69	57
	印刷部門	9,400	8,982
	共通部門	783	231
	小計	10,252	9,270
合 計		12,722	10,396

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。